

107P下

陸 農地改革に関する事件 昭和二十一年一月二十二日 閣議決定

健全な農家の育成に依り農業生産力の発展を図るは食糧生産確保ノ要諦ナルノミナラス日本再建ノ基礎タルニ鑑ミ自作農創設ノ強化、小作料金納化、農ノ構造に依り農業停滞ノ原因ヲリシ農地制度ヲ根本的ニ改革セントス

一、自作農創設ノ強化

今後五年以内ニ急速且全面的ニ健全ナル自作農創設スルモノトス

1 自作農創設計画ノ対象ノ概ネ不在地主ノ所有スル農地及在村地主(隣

108P上

接在町村ニ在在スル者ヲ含ム)ノ所有スル五町歩程度(全国平均)ヲ超スル農地トスルコト

不在地主ノ近キ将来ニ於テ自作農ヲ為スル適当トスル農地及在村地主ガ現ニ五町歩程度(全国平均)ヲ超エテ自作農トシ近キ将来ニ於テ五町歩程度(全国平均)ヲ超エテ自作農ヲ為スル適当トスル農地ハ前項ノ自作農創設計画ノ対象ト為サザルコト

自作農五町歩ヲ超エテ現ニ自作農トシ場合合前項ノ取扱ヲ為スコト

2 都市計画法ニ依リ都市計画区域ニ存スル農地ニシテ自作農創設ヲ為スルニ不適当トスルモノニ付テハ本計画ノ対象ト為サザルコト

3 自作農創設ノ方法ニ付テハ農業ノ急速ナル進展ヲ図ル為要スレバ市町村農業會等フシテ小作地ヲ一括買取ラシメ此ノ農地ノ再配分ヲ図ル措置ヲ講スルコト

4 地主ノ土地売却代金ハ長期預金 証券交付等ノ特別ノ方法ヲ採リ適当ナル限ニ其ノ使用及処分ヲ制限スルコト

5 土地ノ買取ニ要スル資金ニ付テハ自己資金ノ活用ニ依リ可及的ニ即時支払ヲ奨励スルコトトシ資金融通ヲ必要トスル場合ハ長期低利貸付方法ニ依リ資金ノ融通ヲ圖ルコト

6 自作農創設ニ要スル農地ノ提供ヲ促進スル為市町村農業會 市町村農地委員會ガ農地ノ譲渡ヲ申込キ地主ガ之ヲ拒絶シタルトキハ地方長官ニ於テ之ヲ強制シ得ル方途ヲ講スルコト

7 農地ノ価格ハ自作農創設ヲ促進スル為自作収益價格(日(農實價格ノ四〇倍、畑(實價價格(四人倍程度)ヲ基準トシテ之ヲ統制シ繼續スルコト

8 自作農創設ノ為農地ノ提供スル所有者ニ對シ國庫ヨリ一定ノ報奨金ノ支給ヲ為スコト

9 地方長官ノ課税ノ強制及農地價格ニ對シテハ異議ノ申立、訴願等ノ方法ニ依リ農地ノ所有者ニ法律上ノ救済措置ヲ與スルコト

二、小作料ノ金納化

自作農創設ト共ニ小作料ハ之ヲ金納化スルモノトス 但シ米ノ現物小作料ニ付テハ昭和二十一年産米ヨリ之ヲ適用スルモノトス

1 現物小作料制(代金納ラ合ム)ハ之ヲ臨時テザルコトトシ現存ノ現物小作料約(代金納ラ合ム)ハ昭和二十一年産米ノ地主價格(米以外ノ現物ニ付テハ別定メル價格)ニ依リ之ヲ金納契約ニ改メルコト

2 小作料統制ハ之ヲ繼續スルコト

三、市町村農地委員會ノ刷新

〔附記〕

1. 「解放」との字の公文書でこれらるものが20.12.9.料としてているの文を別に
2. 料としてているの文を別に

「開放」について。農地及び牧野の場合は「解放」、未墾地の場合は「開放」が用いられている。強いてこれを統一することとなつた。但し、当初などでは農地・牧野関係でも主として「開放」の字が、用いられていての公文書等の引用の場合は、農地・牧野でも「開放」の字が用いられている。

附のGHQ覚書の訳文(III頁)は、第90回帝國議會に農林省から參考資料提出されたものである。「農地改革資料」第5号(12-3頁)に再録されたものである。念のためその後農林省官房渉外課によつて発表された訳文を別に

108P下

自作農創設ノ促進、小作料適正化等農地制度ノ改革ハ地主立ニ耕作農ノ協力ニ依ルコトヲ要スルヲ以テ市町村農地委員會ヲ改組シ委員ハ農者ノ立脚ヲ正當ニ代表スル如キ選挙方法ヲ以テ選出スルト共ニ之ニ代償ナル權能ヲ与ヘ自作農創設ノ促進、小作料ノ適正化等農地問題ノ自主的解決ニ當ランモノトス

備考

- 1 農地ノ發動選擧ノ統制ハ之ヲ繼續スルコト
- 2 本件ニ關スル法的措置ハ金地調整法ノ改正ニ依ルコト
- 3 國家總務員法ノ基テ小作料統制令、臨時農地價格統制令及臨時農地管理命令ハ之ヲ廢止スルコト

農地改革に関する件

CAIG六〇二、六四四年二月九日

一、民主主義的傾向の復活と強化に対する経済的、社会的、人間的尊厳に對する尊重を確立し且勤労に互に對等的責任により日本農民を組織化して其の経済的束縛を打破するため、日本の土地耕作長をして労働の成果を享受することに一層均等な機会を得させべき処置を講ずることを日本農政府に指令する。

二、この指令の目的は、全人口の略半が農耕に従事している國において、長い間農業職權を働かされて来た甚しい苦難を緩和しようとするものである。これらの苦難の重要なものは次の如きものである。

(a) 農地にける過度の人口集中

日本農家の略半は、一・五ヘイカー以下の土地を耕作している。

(b) 小作人に對し著しく不利な條件の下にける小作制度の広汎な存在

日本農民の四分の三以上は部分的又は全面的に小作農であつて年收穫の半又はそれ以上は

賣する小作料を支払つている。

(c) 農業會議の獨斷利權と結びついた農家負債より生ずる苛酷な負担

農家負債を償却しえないため、全農家の半は以上は農産所得のみでは生活することができない。

(d) 商工業に厚く農業を輕んずる政府の財政政策

農業に対する金利率及び直接税は商工業に對するものより苛酷である。

(e) 農民の利益を無視した農民及農民団体に對する政府の恣意的な統制

農地を統制する農地團體による恣意的な收穫割當は農民をして自分の必要又は経済的向上のための作付を抑制することゝ多し。

日本農民の無知はこのような根本的な農業上の苦難を農業發展してこそはじめてその端につくのである。

三、それ故、一九四六年三月一五日まで農地改革計畫を要旨最高司令部に提出することを日本農政府に命令する。この計畫は左に述べた案を包含しなくてはならない。

(a) 不在地主より耕作者に対する土地所有權の

移轉

(b) 不耕作地主より公正なる價格で農地を購入するための規定。

(c) 小作人がその所得に於て年賦で農地を購入するための規定。

(d) 小作人であつた者が再び小作人に墮落しないための合理的保護の規定。かかる必要なる保護の中には左の事項を包含すべきである。

(一) 合理的な利率で早期又は短期の農業融資を利用しうること。

(二) 加工工業及び配給業者による搾取から農民を保護するための手続。

(三) 農産物の價格を安定する手続。

(四) 農民に對する技術的その他の知識を普及するための計画。

(五) 非農民的勢力の支配を脱し日本農民の経済的、文化的向上に資する農業協同組合連環の助成し奨励する計画。

(e) 上述の諸計画と共に、社会に対する農業の貢獻にあらわしい國民所得を農業に對して保護するため必要と認めらるる其の他の計画をも提出することを日本農政府に要求する。

〔農林大臣官房渉外課翻譯官
令部發第 七一一一頁〕

農 林 省 監 修
農地改革記錄委員會編纂

農地改革顛末概要

法 人 團 農 政 調 查 會

序 言

今次の農地改革は、日本の歴史上の一つの劃期における基本過程として、極めて重大なる意義を有するものである。

云う迄もなく、ポツダム宣言に開明されているところの所謂日本民主化の主内容は日本封建性の廢止であり、その實體は農業改革にある。およそ歴史的劃期をなすところの政治的・一大變革の基礎となるものは土地所有制度の變革で、今、これを日本歴史について云えば、大體次の四つに分けることができる。

即ち、(一)班田法(西曆六五二―七四二年)にあらわれた氏族制から房戸・戸へ分解する廣汎な過程を基礎とする奈良平安朝時代(七一〇―七九四年起點)。 (二)莊園制(七二三年、養老七年の私鑿田開發令を起點とする)における土豪(地方豪族)の割據的領有を基礎とする鎌倉封建制の時代(一一八六年)。 (三)太閤檢地(一五八二年、天正十年起點)を基準とする豪族割據の廣汎な解體とその全國的規模における再編とに由來する徳川封建制の時代(一六〇三年)。 (四)地租改正(明治六年、一八七三年)における幕府並に藩の領有の廢止とその舊領有との直接的結合においてエラルエツシユの形で生成した所有並に保有の確認規程での一大再編を基礎とする日本資本主義時代、換言すれば、半封建的土地所有並に半隷屬的零細農耕が日本農業の基本型を形づくりそれを基礎として軍事半封建的、日本資本主義が構築せられるに至っているところの時期(明治維新一八六八年―敗戦一九四五年)。以上の四者がそれである。念のため、茲で、經濟學的な用語で云えば、第二の劃期は、勞働地代が尙お一つの構成要素をなしていた時代、第三の劃期は、生産物地代が支配的に行われていた時代、第四の劃期は、生産物地代と金

納地租とが分化してきていた時代として、段階を指標することができ、又何れも略々全剩餘を含む地代範疇として「封建的」なるものの規定を表示することができる。以上の四者の内の最後の劃期の日本資本主義―即ち、半封建的土地所有制―半封建的零細農耕を基礎とするところの軍事的半封建的、日本資本主義―は、日本の敗戦（昭和二十年八月十五日）において崩壊し、それと共にその歴史的生涯を了したところである。崩壊したのは、日本民族の歴史、特殊な一定の發達段階をあらわす構成であつて、日本民族の歴史そのものは、茲に、一つの新しい劃期に入ろうとしている點に注目すべきである。ひとこれを民主主義革命とよぶ。その變革の基本過程は、「封建的」なるものの拂拭と「農民解放」（『覺書』）と、これであつて、そこに農地改革の地位が與えられる。以上は今次の農地改革が日本史上にもつ意義であるが、右の農地改革の主眼となつてゐるところの「封建的」なるものの拂拭と「農民解放」とはそれ自體、世界史的な過程であることを注意すべきである。今、その世界史的な視野から、四つの段階と形態をわけることができる。即ち、(一)英。シロムウエル革命（一六四八年）。シロムウエルの軍隊の主力を形成したものは獨立農民たるヨーマン階級。(二)佛。フランス革命（一七八九年）。分割地所有農民の創成。ナポレオンの軍隊の基礎。(三)露。ロシア革命（一九一七年）。土地布告（同年十二月二十六日）起點。(四)中國。蔣政權の二五減租（一九二六年）と中共の土地革命（土地政綱、一九二八年、起點）と、以上の四者がそれである。その如く今次の農地改革は、實に、日本史上の劃期的段階と世界史的過程との兩者によつて規定せられた意義と制約とをもつところのものである。

本書は、かくの如き農地改革の全過程の概要を、把握することを企圖している。

従つて、茲では、次の點に主眼點がおかれてゐる。一。改革過程自體に関する全體容の基本の正確な冷感な記録。即ち、法規の體系の生成、法體系に規定せられた改革の實務・手續の些末に至るまでの嚴密な點檢、改革に関する

權威ある數字の系統的網羅的な整理、改革における變遷のあらゆる基本的な視角からの分析、實體調査によるその檢證。農地改革と農業改革との繋りの追究の試み。二。土地所有の歴史的劃期としての意義の確定。即ち、一方では、日本史における土地所有の歴史的劃期の一系列と農民紛擾の諸形態、他方では、世界史における土地革命―農業革命の一系列と第一次大戦後及び第二次大戦後における世界的規模での土地改革の諸形態との、二重の系列における劃期の檢討による農地改革の位置づけと展望との、追究の試み。以上の二點に要約せられる。そのことは行論において示される。

目 次

刊行の辭
序 言

第一章 總 說	一
第一節 土地制度史	三
第一款 土地所有制度の歴史的劃期	三
一 班田法 二 莊園制 三 大國領地 四 地稅法 五 農地改革	
第二款 地租改正	五
一 釐金 二 課役 三 總額 四 雜費	
第三款 地主制	六
一 地主制の発生 二 轉讓 三 劃期	
第四款 土地制度と小作慣行	六
第五款 紛争	七
一 土一變 二 百姓一變 三 農地一變 四 米價動向 五 小作爭議 附 地 主組合運動と協同組合運動	
第二節 農地立法史	七

次

目

第一款	民法の成立	10
	一 地籍改正に伴う土地法を 二 租界法の公布と小作條例の草案を 三 小作條例の要求と民法の施行を	
第二款	小作立法の企圖	16
	一 小作法草案と小作條例を 二 小作法草案と小作法草案を 三 自作農創設維持補助規則と自作農地法草案を 四 小作法案を	
第三款	農地法の展開	80
	一 農地法案と農地法草案を 二 戦時農地立法を 三 農地制度改善の意見と自作農創設維持事業の調査を 四 小作料金納化の企圖を	
第二節	農地改革立法	101
第一款	第一次農地改革	101
	一 第一次農地改革法の草案を 二 第八十議會における法案の審議を 三 第一次改革法の草案を 四 第一次改革法の施行を 五 第一次改革法をめぐり批判を	
第二款	第二次農地改革	111
	一 第二次改革法の準備を 二 第二次改革法案の成立を 三 第九十議會における法案の審議を 四 第二次改革法をめぐり批判を 五 第二次改革法の施行を 六 法律の改正を 七 結果を	
第三款	若干の論點	121
	一 農地價格決定の方式を 二 小作料率・形態の方式を	
第四款	農地改革の性格	126
第二章	農地改革過程の經過	133
第一節	經過日録	135
第一款	行政機構	135
	一 組織を 二 機能を	
第二款	解放業務の體系	141
	一 農地を 二 國家買収方式を 三 買収計畫を 四 整理計畫を	
第三款	解放實施經過	153
	一 概括を 二 準備と農地整理を 三 農地解放(一)買収計畫の進行(一)農地解放における特殊問題(一)自給産物納地の處理(一)回遊農家移住(一)農地、その他(一)農地解放(二)買収計畫の進行(二)宅地・農地・農業用施設の解放(二)四 野放(三)五 整理業務(三)六 登記(三)	
第四款	農地調整	155
	一 耕作權の原野を 二 小作料・小作契約文書化を 三 農用地の移動・買収補助を 四 農地賃借を	
第五款	訴訟	156
第六款	農地改革の『恒久化』	157
	附 小作料金納化	157
第二節	農地委員會	159
第一款	市町村農地委員會	159
第二款	都道府縣農地委員會	161
第三款	中央農地委員會	162
第四款	農地委員會全國協議會	162

第五款	全國農地委員會職員勞働組合	五五
附	第二回農地委員總選舉結果	五五
第三章	農地改革の總結果	五五
第一節	農地改革對象豫定面積	五七
第二節	農地改革結果表	六二
A	農地等解放實績統計表	六三
B	農業基本統計表	六四
附一	農地調整關係統計表	六六
附二	終戰時以降農地動態統計表	六六
附三	農地統計調査について	六六
第三節	農地改革の影響	七三
第一款	農地改革による農村の變貌	七三
第二款	農地改革による農村各階層の變貌	七四
A	五十町歩以上の大地主の場合、千町歩地主、北海道地主	七四
一	農村における各階層の變貌	七五
附	農地改革による農家經濟の變貌	七五
B	特殊慣行地帯の場合	七六
(一)	特殊慣行地主及び(二)聲制制度と農地改革	七六
二	網元を兼ねる地主の場合	七八
三	部落構成	七八
四	アイヌ農業の場合	七九
第三款	農地改革後、農業生産力の擔當者となる階層の問題	七九
第四款	農地改革過程に現われた若干の問題	八〇
一	地主側抵抗の形態	八〇
二	農民側の形態	八〇
第四節	慣行小作權の處理	一〇三
第五節	農民團體への影響	一〇九
第一款	系統農業團體の歴史と變遷	一〇九
第二款	農民組合運動の歴史と變遷	一〇九
第六節	農地改革の後に残された問題	一〇五
第一款	農地相續制度の問題	一〇九
第二款	農地の交換分合	一〇九
第三款	供出・農業課税の問題	一〇九
附	慣小作料と農地の團圓買	一〇九
第四款	農地擔保金融の問題	一一〇
第四章	未墾地開放	一一一
第五章	自作農創設特別措置特別會計	一一四
第六章	農地改革の經費	一一六
第一節	農地改革國家豫算の編成	一一六

第二節 農地改革經費の總括 二九六

參考編 二二三

第一 世界各國における土地改革(農民解放) 二二五

 A 世界史的過程 二三三

 一 英、クロムホル革命(二三三) 二 佛、フランス革命(二三三) 三 獨、シエタイン・ベルグ
 ベルグ改革(二三三) 四 米、南北戦争と奴隷解放(二三三) 五 露、農奴解放とストルチヒン
 の土地改革、ロシア革命(二三三) 六 中國、二三農民と土地革命(二三三)

 B 第一次大戦後の中、東歐諸國の土地改革 二三三

 附 ロシア革命における土地法 二三三

 C 第二次大戦後の土地改革 二六六

 一 東歐諸國(二三三) 二 朝鮮(二三三) 三 伊、オリエント

 附 中國革命における土地法 二三三

第二 各國農地相續制度の變遷 二三三

 一 英(二三三) 二 獨(二三三) 三 露(二三三) 四 米(二三三) 五 其の他の諸國(二三三) 六 總論(二三三)

第三 歐米各國における大圃場(集團地)成立の過程 二三三

 一 羅馬、ラティアン・テイクス(二三三) 二 英、エンクローチャ(二三三) 三 獨、グロツカ
 ルト・ヤン・ト・ヒンカ(二三三) 四 米、フロンティア(二三三)

年表 (I 世界史的過程 II 資本主義的過程 III 農地改革過程) 二四九

あと書

統計索引

第一章 總論

成できないものについても、總て農林省に移管することとなつた。

註1 この場合、物納申請の許可は納税義務者の居住管轄でなされるが、登記所は農地管轄であるため、物納農地の所在が管轄地境外にある場合は、農地の所在する地域を管轄する管轄者に書類を送つて登記を願

註2 農地証券による物納は、二十二年九月一日、財産税法施行規則が改正されるまでは認められなかつた。この改正によつても、農地証券による物納が許可されるのは、物納申請中の農地について買収が先行した場

註3 新潟縣は「管理換地」三、四、八〇〇町のうち、収納済三三、〇〇〇町で、その後は遊業者よりの耕作で閉鎖していたが、各市町村農地委員

舊皇室財産・舊軍用地。その他の國有農地の解放

皇室財産の處理は占領軍の重大關心事であつた。昭和二十年十月三十日、米軍總司令部渉外局は、皇室財産の概況を發表した。それによ

赤字經營であるため、寧ろ民間に拂下けを強逼して来た。然し、強逼下けとなれば、拂下料が民有地の時價に出して左様安くないのに、借地の儘にして置けば借地料が低廉である。等から、借地業者は拂下を希望しないで今日に及んだ。

昭和二十二年十二月十七日、政府が衆議院皇室典範委員會に提出した資料によれば、皇室財産は約五十億圓にのぼるとみられ、これに對し九割が財産税として課税される。

昭和二十二年十二月十七日、政府が衆議院皇室典範委員會に提出した資料によれば、皇室財産は約五十億圓にのぼるとみられ、これに對し九割が財産税として課税される。

註1 舊皇室財産中開闢農地約五萬町歩の解放は、早くから「緊急開拓事業」の一環としてとりあげられていたので「未墾地開放」の中に含めて、開拓財産として、農林省に管理換されたものも少なくない。例えば、千葉縣下總御料牧場一、四四四町のうち、農地九二五町歩が、財産税として大蔵省に物納され、開拓財産として農林省に管理換されている。これは「總

註2 例へば、東京市修善寺區難宮附農地九町〇三二歩(耕作者三人)。外に開拓適地として一町七三三〇歩、同市桂離宮〇町七三三七歩(耕作者七人)等である。

註3 例へば、栃木縣芳賀郡下野町一、二五〇町歩に上る御料地の大部分は農地であるが、「元關係村々」の入會草刈場であつたが明治六年に始まる地租改正の際國有地に編入し、明治二十三年四月五日に御料地に編入されたもの。御料地編入後帝室林野局は従来の縁故によつて關係村民に貸付つて開墾を奨励すると共に、大正七、八

年には直營で水田約四、〇〇〇町歩を開田した。：舊皇室野局としては：開墾したものが大部分であつたと思われる。

多いて田・畑となつては面積であつて、その大部分は現狀は農地ではなくなつて、同局で判明している「農地」は、次表の通り、六、三二五ヘクタールであると云う。また、農林省開拓局では、御料地一、二六四町歩、内膳耕九千町歩、牧野及原野三〇千町歩、山林一、二五五町歩、その他一〇千町歩」という數字を發表している。

何れにしても、御料林、御料牧場の地主が縁故により貸付を受け

Table with columns: 農地面積, 小作地, 直營農地, 合計. Rows include 札幌管區, 旭川, 東川, 東古屋, 小作地, 直營農地, 合計.

年に直營で水田約四、〇〇〇町歩を開田した。：舊皇室野局としては：

開墾したものが大部分であつたと思われる。

註1 例へば、栃木縣芳賀郡下野町一、二五〇町歩に上る御料地の大部分は農地であるが、「元關係村々」の入會草刈場であつたが明治六年に始まる地租改正の際國有地に編入し、明治二十三年四月五日に御料地に編入されたもの。御料地編入後帝室林野局は従来の縁故によつて關係村民に貸付つて開墾を奨励すると共に、大正七、八

註2 例へば、東京市修善寺區難宮附農地九町〇三二歩(耕作者三人)。外に開拓適地として一町七三三〇歩、同市桂離宮〇町七三三七歩(耕作者七人)等である。

註3 例へば、栃木縣芳賀郡下野町一、二五〇町歩に上る御料地の大部分は農地であるが、「元關係村々」の入會草刈場であつたが明治六年に始まる地租改正の際國有地に編入し、明治二十三年四月五日に御料地に編入されたもの。御料地編入後帝室林野局は従来の縁故によつて關係村民に貸付つて開墾を奨励すると共に、大正七、八

註4 例へば、東京市修善寺區難宮附農地九町〇三二歩(耕作者三人)。外に開拓適地として一町七三三〇歩、同市桂離宮〇町七三三七歩(耕作者七人)等である。

註5 例へば、栃木縣芳賀郡下野町一、二五〇町歩に上る御料地の大部分は農地であるが、「元關係村々」の入會草刈場であつたが明治六年に始まる地租改正の際國有地に編入し、明治二十三年四月五日に御料地に編入されたもの。御料地編入後帝室林野局は従来の縁故によつて關係村民に貸付つて開墾を奨励すると共に、大正七、八

註6 例へば、東京市修善寺區難宮附農地九町〇三二歩(耕作者三人)。外に開拓適地として一町七三三〇歩、同市桂離宮〇町七三三七歩(耕作者七人)等である。

I. 全国一、443地区 (七海道36、都府縣1,407) 舊軍用地地質調査 (24.1.1.現在) (農林省農地局編)

都府縣	總面積	農地	開拓地		農地		農地	開拓地	農地		開拓地
			可耕	不	可耕	不			可耕	不	
總	176,930	3,398	92,861	43,628	37,043	3,688	2,000	19,876	11,479
連	107,717	2,245	65,925	35,959	3,688	2,000	19,876	11,479
合	2,671	95	614	22
運	34,330	783	7,658	3,895
連	32,330	335	18,764	3,752
總	120,856	...	91,482
連	80,283	...	80,045
合	4,777
運	24,086
連	11,710	...	11,437
總	297,786	...	184,343
連	188,000	...	145,870
合	7,448	...	614
運	56,298	...	7,658
連	46,040	...	30,201

II. 都道府縣別舊軍用地總面積

都道府縣	地區數	總面積	内、返還	未済	都道府縣	地區數	總面積	内、返還	未済
北海道	36	120,856	11,710	96	三重	42	2,943	1,588	1,355
青森	32	15,064	2,096	154	滋賀	17	2,095	1,829	1,675
岩手	7	11,372	27	77	京都	23	1,829	573	506
宮城	13	8,182	3,531	936	大阪	14	573	2,555	2,462
秋田	12	1,535	8	23	兵庫	45	2,555	269	226
山形	5	601	174	7	奈良	3	269	323	323
福島	11	8,445	...	128	和歌山	13	323	633	633
茨城	20	6,083	...	1	鳥取	9	633	1,990	1,990
栃木	49	5,895	...	885	徳島	9	1,990	5,006	5,006
群馬	44	4,334	...	907	香川	83	4,952	4,952	4,952
千葉	17	3,315	1,080	256	岡山	18	4,952	1,123	1,123
東	69	8,082	1,505	20	広島	8	678	1,570	1,570
神奈川	75	2,127	1,476	46	山口	12	1,570	972	972
新潟	160	5,403	2,500	51	徳島	13	972	594	594
富山	21	3,665	...	21	高知	6	594	4,173	4,173
石川	7	732	...	10	福岡	70	4,173	3,02	3,02
福山	12	1,771	...	1,067	佐賀	18	3,02	4,839	4,839
長門	25	793	...	1,928	熊本	165	4,839	5,012	5,012
岐	5	3,087	1,807	5,445	大分	17	5,012	7,494	7,494
静	6	4,074	...	132	宮崎	46	7,494	10,128	10,128
愛	58	11,192	...	470	鹿児島	40	10,128	4,900	4,900
	26	5,015	293			47	4,900		

について大蔵・農林兩省間に覚書を取交し、『現在すでに聯合軍より返還されているものは十月三十一日までに全部管理換を終了し、『今後聯合軍より返還されるものは、その返還後一ヶ月以内にこれを管理換することを指示した(通達三三三)』。この際「農地」も、米農地と一括して、都道府縣農地委員会で直接管理換の手續をなした後、「農地」としてそのまま返還しうるものは市町村農地委員会において農地として買渡計畫を立てさせることとした。

舊軍用地の管理換実績(米農地分)は、昭和二十二年十月二日に一三五、九五三町歩、二十三年十二月二日に一四五、六六一町歩、二十五年七月二日に一九七、三五四町歩に達した。「農地」として管理換された舊軍用地は、昭和二十三年末の「農地調査」によれば、三、五八六町歩(畑八〇七町歩)である。

舊軍用地の解放における代表的な問題は、谷田部海軍飛行場跡地の「筑波自由農場」や、下志津原舊軍用地の場合等にみられる如く、舊將校と軍隊組織を中核とする「共同經營」方式、及び、地元農民と入植者の軋轢である。

事例一 谷田部海軍飛行場跡地は、茨城県常陸郡谷田部村所在、總面積二四〇町歩。元海軍大佐を中心、舊職員十七名、應召兵二〇名を含む四十八名(家族八九名)を農場員とし、伊勢物産株式會社の農場部として、この地に「筑波自由農場」を開墾。二十年十二月、陸自筑波自由農場に二三町歩を、地元の三村の農民に譲り一〇町歩を譲り、二十一年三月に至り、正式に農場用地と地元農地との境界線を決定した。會社の農場部としての形態は自作農創設の趣旨に反するが、二十一年六月、會社より獨立し、農事實行組合に改組の手續をたじ、二十二年二月に至つて會社から

分離した。この事業に於ては権力に基く組織と統制は舊海軍の位階に準じて軍隊組織の體に沿つて保たれていた(「筑波自由農場」經營は共同經營を建制として、農場員中十二名が幹部及びその家族は、専ら農場方面を經營し、開墾に従事すること等を定めてゐる。縣は「共同經營」方式を有する開拓組合として指導する方針を採つていたと云われるが、遂に大谷のものは不適格として入植資格を認められず、また土地は關係者に分割し、二十三年三月に至つて落着いた。[二、七七八、海軍省農務局報告、及び二二]

事例二 下志津原舊軍用地(二二三町歩) 十葉縣「野砲校、歩兵學校、飛行學校、砲臺學校、防空學校、機務隊、近衛官舎農場(後藝術科農場)等の將校、軍屬、雇員が、各々の指導を中心に集り、これを中核團體として、更に職業者や引揚者が漸次に参加して各々開拓農事實行組合を編成した。『最初は共同經營を以て出發し、早きは一年生計として最も適当は二年にして個人經營に移行してゐること。及び、地元農民は、明治時代より昭和十三年まで度々買渡(舊軍用地)を受けて大いに經營上被害を蒙つていた舊農村との、苛烈な紛争のあつたこと。が特長。詳しくは「千葉縣農地制度史」下巻、二五二―三五頁を参照。』

註 「共同經營」事業實施要領の一部として「農耕(一部農墾)の適地に於ては直ちに之が開墾或は農耕化に着手せしめる」とことなり、却下に関する措置決定まで防務局長の承認によつて、一時使用が許可された。開墾着手を認め又は却下等の處分を爲すべき相手方は前記團體決定に依り定むる事業主體とするも此の場合地方長官は防務局長との協議し、既往の通則に基き防務局長に於て既に使用承認を爲したるもの(舊海軍舊所管機關に於て防務局長と並列の上で使用承認を興へたるものを含む)あるときは既に御入れの状況等も充分考慮し事業主體の事業に句籍せしむる等應務なき措置を講ずること。[二〇・一―二五、國領七六、土農次官、農務局、農地局、農地局に利用すべき舊軍用地の管理換處理要領に關する件、一、農林省農務局、共同經營事業に關する要領(五三―四四頁)]

(1) 國有林野内農地 國有林野は『能く限り緊密開拓事業の一環と

る。社寺境内地については、伊勢神宮の場合について、前に述べた。

(1) 「現状農地である河川敷地」については、河川の流域變遷等により既に治水と支障なくなっているものが多く、かゝるものは本来廢川處分により排下げらるるものであり、農地解放の一環として、解放することには問題はなかつた【(一)】が、管理換をする場合は對價の支拂の相手方について問題が起り【(二)】、建設省による管理換をした多量な河川敷地【(三)】、第七國會、第八國會提出法案で立法的に解決しようとしたが、議決未了となつた。そこで、二十五年八月三日、新たに建設省河川局長と農林省農地局長の連名で處理方針が通達され、準用河川、普通河川敷の場合は管理換を、適用河川敷の場合は廢川處分をなして都道府縣の所有に屬させた後、これを買収することとした【(一)】。現状農地たる河川敷の解放は永く懸案となつていたが、今後急速に進捗するものと思われる。

河川の堤外農地解放の問題は、前掲において特に大きな比重を占めている。『田四六四町、畑二〇四町、合計一六六八町であつて、荒れ果てた河川が耕作農地の絶えなき努力によつて兼田兼畑となり、經營農民の重要な収入源となつてゐるのである。終りにその占用方法は未だ従来の頭役的存在により一年間用され、耕作者に分別轉賃されてゐるものなりとされつらなる一連の不合理的救済に過ぎない【(一)】と新選農地解放から報告された。『信濃川改修計畫による水没が維持できず、解放は延期されてゐる。このように河川法の占用許可に基き農地として耕作されている河川敷地については、農地調整法の各種制約の對象外であるが「農地として耕作の目的に供されている實質に鑑み、河川管理と支障を及ぼさない限度において、農地調整法の移動統制の趣旨を占領許可の運用に取り入れる方針が選

して急速に之を開放する【(二)】國有林野解放方針に關する「農林省開拓局長」方針(二十五年七月二日迄に合計二二・一七〇町の國有林が「未整理」として解放されている)が決定されてゐたのであるから、國有林野内の「農地」以前から不整形農地として地元農民が賃付をうけて開墾したものが、本邦解放されなければならぬことは當然である。二十二年四月十七日、國有林野内の開墾地解放の實施要領を定めた際、併せて國有林野内の農地についても『自作農創設特別措置法施行令第十二條により農地部所屬の雜種財産として、所屬する』原則が、明らかとされた。但し「國有林野に介在する小面積の農地」は、主として營林課の常備人夫に對する自給農園としての意味から賃付けておるものであるとの觀點から「從來通り營林局において國有林野法に基いて現在の耕作者に賃拂處分することとしてゐる【(三)】」。

所屬農地解放の要領は、二十三年五月八日、農政・林野兩局間に左の協定が成立した【(四)】。

- (1) 次のものは所屬農地の對象としないこと
 - (a) 洋園、花木場、林道等林業附屬施設の敷地又はその敷地に於て臨時に耕作せしめてゐる土地。
 - (b) 國有林内に介在する小面積の耕地又は谷戸等にして防風、防潮及び治山、治水、その他森林の管理經營上私人に譲渡するを意圖する土地。
 - (c) 森林の經營地と隣接して國有林内に於て小面積の農地等にして事務上營林局等において賃拂處分することを便宜と認めるもの。これらの對象除外地の具體的範圍は、農地事務局と營林局の間で細目協定する【(五)】。
- (2) 所屬すべき農地の上にあつて、農地の利用が實際に不可能な關係にある農産施設、花木、建物の等も申請により管理換できぬ。
- (3) 所屬農地解放の劃定のため必要な管測、境界線の認定、境界地圖の作製等は

營林課が、市町村農地委員會立會の下に行ひ、これの費用(旅費等を含む)は、農地部が負擔する。

(4) 對價は、農地の状態で賃付けたものは農地の對價、林野の状態を賃付けた開墾して農地としたものは「森林法(第四十條)による」未整理價格に準據する。

國有林野内農地の所屬農地事務の進行は、主として經營の關係及び農地委員會が本來の買収、買渡、經營事務に忙殺されたため、二十三年度中の進行は極めて緩慢で、大部分が二十四年度に持越された。二十五年八月一日現在、認可申請済七、八〇七町歩に對し、認可済六、四三七町歩(内、授受未了四、二六九町歩)、不認可七、五町歩、未回答一、二九四町歩。尚、今後認可申請をなす豫定のもの一〇六二町歩である。

	管轄	岩手	宮城	秋田	山形
	町	2,279	312	1,416	2,820
	町	400	65	1,068	1,876
	町	358	46	111	359
	町	92	40	40	196
	町	728	161	197	395
	町	1,031	182	266	812
管轄農地總面積		25,811	2,258	13,228	25,811
賃付農地總面積		11,811	1,258	6,228	11,811
内		1-3町	3-5町	5町以上	
管轄					

註 管内に最大の國有林野をもつ仙臺農地事務局の場合の例をみると「小面積」とは概ね一町以下以下「郡管」とは概ね二里以上離れた小面積の農地にして管轄農地の近接に居住家屋を有せし者が耕作してゐる場合」と協定された。同局の調査資料によると、管轄外四縣における營林局の賃付農地面積は、次の通りである。参考欄には、二十五年八月一日現在の承認農地面積を對照のため記載した。

(2) その他の國有農地 その他各管の國有農地で、系統的に問題となつたのは、廢川敷・廢溝敷・鐵道自給農園・社寺境内地・種畜牧場等である。最後のものは、後に「牧野解放」のところを述べ

られた【(一)】(二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十) (五十一) (五十二) (五十三) (五十四) (五十五) (五十六) (五十七) (五十八) (五十九) (六十) (六十一) (六十二) (六十三) (六十四) (六十五) (六十六) (六十七) (六十八) (六十九) (七十) (七十一) (七十二) (七十三) (七十四) (七十五) (七十六) (七十七) (七十八) (七十九) (八十) (八十一) (八十二) (八十三) (八十四) (八十五) (八十六) (八十七) (八十八) (八十九) (九十) (九十一) (九十二) (九十三) (九十四) (九十五) (九十六) (九十七) (九十八) (九十九) (一百)

(2) 「現状農地である道路敷地」については、實質上不用に歸し現状農地として利用されているものは解放するが、その手続は「遺跡法の規定よりして管理換が困難であるので、當初から管理換の方式によらず、『遺跡法第六十二條の規定に基く勅令(大正八年勅令第四七四號)第一條の規定により道路廢止の手續をとり、管理者たる公共團體の所有地とした上で、「買収」する方式がとられた【(一)】(二)】。

(3) 國有鐵道は、戦時中からひき續いて、「食糧増産本部」を置き歴大な(約五〇〇町歩)自給農園を擁していたが、二十三年度に入つて、食糧増産本部は廢止された。かゝる農地が解放の對象となることは當然である。對價の點について運輸省と農林省の間に意見の相違があつたが、結局、農地改革法の規定通りとすることとなり、二十三年十一月二十六日、兩省間の協定が成立し、十一月十四日、所管農地が通達された【(一)】(二)】。解放に當つて、専ら自給農園として所有してゐたものについては、問題はおこらなかつたが、建設豫定地となつてゐるものについては、當然懸案がおこつた。所謂「彈丸列車」用地は、面積の廣大なことで、見過しの困難なことで、兎角論議的となつたものである。兎角するならば、行政機構改革で國有鐵道が「公社」と變り、大蔵省の管轄として、従来の鐵道用地は、公社の所有地であつて國有地ではなくなつたといふことになり、管理換の接觸が不可能となつたので、農林省では、國有地でないといふ以上民有

地として買収可能であるとの解釋を指示した〔二四・九・二二三四号地
に於いては、農地改革法第十二條の取
扱に依りて買収可能と認むべし〕。この指示によつて農地委員會が買収を行
い、公社側が訴訟を提起し審議中のものが、大阪、新潟等にある。

(5) 個別的なものであるが、其の歴史と歴大な面積とで注目され
たものに、北海道の所謂「大農林」がある。

「大農林」とは何か。第三次農地改革案審議の第九回帝國議會農務院、
自作農創設特別措置法案外一件委員會における北海道選出の一議員の質問
に因り、『大農林の小作地と云ふものは相當な面積があります。それは
大學が所謂試験地として持つてゐる土地の中にある譯ですが、無償農業の
試験をやる爲に使つてゐる土地は、長年問題はない譯でありますけれども、
林業を經營致しますが爲に、多くの小作人に耕作させて、此の小作の勞力を
林業に適當な時使つてゐる爲に北海道に於ては北大の農場、或は北大
の農場と云ふものも、其の農場だけで一箇村を形成して居る所があり
ます。空知郡の真山と云ふ村は、村約十戸の戸數がありまして、長年全部大
學の小作であります。そこをこの村の山部村と云ふ所にもある譯ですが
長年自作農になりたいと云ふこととありまして、多年熱心な請願等も持つて
居るのですが、大學が長年解放しないで来たので、此の機會に我々は新う
云う土地はどうしても自作農としてやるべきだと思つて居るが、政府に於ては
どう云う御方針を講じて居らぬか……』〔二・九・二六(八四一)〕

これらの大學農場及び演習林内小作地は、明治三十年十四十年頃開
闢と共に順次入植させたものである。大學農場は、當初は試験研究が
行われていたが、その後は次第にその度が少なくなり、戦時中頃より
は一般の小作地化するに至つた。演習林内小作地は、それ自身試験研
究に供するのではなく、演習林が不便な耕地にあり、演習林經營に必

要な勞働力を確保できないため勞働者に附近の農地を取定着させ
て確保することにあつた。

然し、農地改革の實施に伴いこれら農地についても解放を要する
聲が高くなり、道農地部・農地委員會並びに地元農民が大學當局と再
三再四交渉した結果論を得るに至らなかつた。そこで、地元において
は昭和二十三年十二月に至り農林・文部兩省並びに東京大學當局に對
してこれら小作地の全面解放の陳情が行われた。その結果、農林・文
部兩省並びに大學當局が現地において實情調査の上、現地で解決する
こととなり、翌二十四年二月現地調査の上解放について關係者協議の
上圓滿に解決された。

地元民が解放を希望する理由の主なもの、現在の農地は、耕作者
が入植以來獨力で開墾し粒々辛苦言語に絶する苦難を克服して開拓し
たこと、これらの小作關係は一般と異なることなくその上學校側の、
一方的な契約であること、試験研究地としてかゝる廣大な面積は不要
で一般の納得できる程度にすべきこと、町村行政の運営上特に考慮す
べきこと等であり、一般中小地主の所有小作地を解放せしめている現
在、かゝる大地主の形態を存続させる理由は見出し得ないところで、
寧ろ、國有地なるにかんがみ先づ解放して一般地主の向う向き方途を
示すべきである、としている。

これに對して大學當局が農場及び演習林内小作地の存置を必要とす
る主要な理由は、農場小作地については、小作制度及び農業經營に關
する諸研究に必要であるとして、演習林内小作地については、演

習林經營上必要な勞務の供給確保に必要であり、これを解放するとき
は各種の試験研究に多大の支障を來すとしている。

又、この解放問題をめぐり、小作人のうちには、かなり、解放に反
對のものがいたことである。これは北海道選出の調査によると解放賛成
者が全體の約七二%で多數であるといつて、大學當局の調査によ
ると北海道選出の調査の反對であるといつて、それぞれの調査に異なる
結果が出てゐる。態度の不明確なものが相當いたことが窺われる。こ
の解放反對の理由としては、大學の小作人であった方が經濟的にみて多
少の恩恵があり有利であり、このためには、大學との隷屬關係も已む
をえないといふのである。

解放に決定された面積の内訳は次の通りである。

農場別	總面積	解放面積	殘置面積	解放率
北大農場	五、五三九	四、六八二	八五七	八四・五
北大演習林	一、六六三	九三一	五七〇	五・六
東大演習林	四、八三三	二、六七八	二、一五五	五五・四

(6) 厚生省所管の國立療養所敷地内の農地も問題となつた。一つ
は、國立療養所の前身が陸軍の施設であり、その用地取得について問
題があつたこと。一つは、療養所の性質上、入院患者に對する「作業
療法」のための農場を維持しようとしたことから、問題が起り易かつ
たのである。國立西尾療養所(徳島縣)の敷地内の約三町歩の農地の解
放をめぐり、農民組合との間に生じた紛糾は容易に解決せず、中央の
問題となり、漸く入院患者三五〇名に一人當り十五坪の割で一町七反

五畝を作業療法用として殘し、殘餘を解放することとして、一應解決
した。〔二四・三三三〕(民間の療養所施設についての處理方針は、前に
述べた)

〔五〕 買渡計畫の進行

(1) 「農地解放」は、當初は買収と買渡とを並行して行ふ建前であつた〔買渡計畫は買渡と並行して買渡(買渡)が、途中から買収
事務と買渡事務とを一應分離し、極力買収事務を促進するため、買渡
は後まわしとされ、「小作人に對する大規模な買渡が大體一九四七年
十二月から一九四八年三月頃の期間以前に行われることは期待」され
ていなかつた〔三・六・二五(買渡十五箇日理事會一四)〕。却つて、「農地
の買受の機會を公正にするため、又は農地の集團化を圖るためにどの
程度の交換をなすべきか中央農地委員會の決定をまつ必要があつたの
で農地の買渡を暫く止めていた」〔二・五・二二(農地委員會の三六次臨時
會)〕。これについて中央農地委員會の方針が決定したのは、五月七日
の第三回總會においてであり、五月二十六日、この旨が各知事に通達
された〔二・五・二二〕。決定した方針の内容については、別のところで
既に述べた〔二二〕。借地法第二十三條及び第二十五條の交換に關する
事務處理方法の通達は、二十三年一月二十日になつた〔五三〕。買渡
通知書の格式が最終的に決定したのは二十二年六月九日〔三三(農地
調査、買渡一町)〕。買渡期日の決定について「漸次買渡」を行ふ方針
の再確認は二十二年七月二十三日に行われた〔二四〕。買渡の相手方
關して「自作農として農業に精進する見込のあるもの」の解釋を具體

的に確定した重要な選定(注三)は、二十二年七月十九日に決定した。買渡の順位を定めた措置法施行令第十七條及び第十八條の當初の規定には種々不備な點があつたので、これを整備するため、二十三年二月十二日、政令第十二號で、大幅に改正された。

こうして、買渡事務を本格的に進める準備が、一段落した(注四)。

註一 買渡に當つて、措置法第二十三條及び第二十五條の規定の活用によつて、買渡の機会を公平化を図るべきことは、既に二十二年一月六日の大會議で指示されている(注五)ところであるが、關係方面の意見として『買渡の公正よりも耕地の集團化ということが大切なのであつて、その方に徹底して力を入れるべきではないか。従つてこの買渡を公正にするというためにするところの農地の交換分合、耕作権の交換分合は原則的によらぬでもよいではないか』という問題が提起され、(注六)中央農地委員会でその可否を決定することとなり、一月十日農地特別措置法第十六條第一項の規定により買渡する場合、同法施行令第二十條の規定により農地を買受ける機会を公正にし且つ耕地の集團化を図る場合の運用方針の決定が、議案第三號として、三月二十七、八日の中央農地委員会第一回總會に付議され、議案の審議、特別委員会に附託、五月七日の第三回總會に於いて、大農林省の既定方針の線に沿つた『交換分合に関する件』の議決をみるに至つたものである。

註二 その後、買渡の進行につれて、また一方では、割及買収の趣旨が農民の間に漸く浸透した結果、既に買収された小作地で、割及買収でも現在買収でも買収の條件に該當するもの(注七)は、二〇・二二三(現在)割及買収の買渡をめぐつて、『割及買収』であれば、二〇・二二三(注八)當時の小作農に、割及買収でなければ現在の耕作者に、買渡されなければならないという政令の規定に、融通性をもちたいことが必要と考へられ、割及買収であると否とを問はず、市町村農地委員会に申し、都道府縣農地委員会の承認を條件として、二〇・二二三(注九)當時の小作農か現在の小作農か、いずれか一方を買渡の相手方としてえらぶことのできる途をひらいた(注十)。

日迄に農林省としてのスケジュールを關係方面に提出することとなつた。農林省では、二十二年一月十三日の全國農地部長會議で、年度内に相當買渡を完了させなければならぬ旨を指示したが、更に、二月十七・十九日の農地事務局農地部長の定例會議で検討した後、二月二十日、總司令部に對して、『農地改革事務決定』及び、『農地改革後の農地政策の概要』の二つの文書を提出した。前者は、二十三年中のスケジュールを示したものであるが、その中で『買渡決定』については、次の通り述べている。

『買渡面積は一月末現在で約二〇、〇〇〇町歩である。買渡に當つては、不正な買渡の行われることを防止するため、都道府縣當局の指導が充分きまらぬように考へて、特に一定の時期に集中することを避け、毎月平均的に買渡事務を進行させ、十月迄に完了する方針である』

(4) 農地の集團化については、『政府の機関によつて大量の土地の移譲が行われる今回の様な場合は地所(所有權)の統合を行うには、最良の機会である』(注十一)『(注十二)』との意見も強かつたが、前に述べたように、二十二年五月二十六日の中央農地委員会決定方針に基き、『市町村の實情を無視した農地の集團化の強行によつて農村に紛糾を生じ、農地開放そのものの進行を阻害してはならない』から、『さしあたり原則として農民の側から積極的に事業實施の熱意のあるもので然るもその能力があるものについて、縣當局において、現在の陣容で一般農地の買収、買渡事務の指導に支障を來さぬ範囲内で重點的に指導する』に止めるよう指示し(注十三)向、

(2) 昭和二十二年六月二十五日(第三十五回)及び、七月二十三日(第三十七回)の對日理事會では、闕らざるも、買渡の遅延が、英連邦代表、ソ連邦代表から非難された。總司令部天然資源局の係官からは、買渡遅延の理由として、『散在している各農地の農地がくつまあつたり、こちやこちよになつたまゝで小作農に買りわたさないで、經濟的作業單位の農地として買りわたすことの必要』(注十四)から、『交換分合を最も効果的に行うには交換分合がいつ何時でも行われる様に農地を取り揃えて置く』(注十五)ため、『小作人に對する買渡は幾分遅れ、政府買収の方がどンドン先に進む』(注十六)のであり、『買渡件數は漸次増加し、一九四七年十二月から一九四八年三月までの間のある時期に最高潮に達し、『その後は買渡計畫は買収計畫と順調に足並を揃えて進行する豫定である』(注十七)と説明された。

註三 第三十五回對日理事會通記(資料)第五號、七一頁)及び第三十七回對日理事會通記(ラヂオ・プレス)四七年七月二十四日號)参照。終し、日農協二回全國大會(三三・二・一二)は、その方針として、農地の買上計畫と買渡計畫は之を別個にたて、先ず買上計畫を進めよ、と主張している(注十八)。

(3) 昭和二十三年に入り、豫定された完成期限までも一年を残すのみとなり、買収完遂、買渡促進、對價の支拂、徴収、登記など、今後處理すべき問題が山積している状況にあるので、残された日數を有効に計畫的に利用するため、買収、買渡、對價支拂、對價徴収、交換分合に關する昭和二十三年中のスケジュールについて、各農地事務局毎に、豫め各都道府縣當局と充分打合せた計畫を持ちより、『二十

『買渡後といえども市町村農地委員会によつて交換分合計畫の推進が行われるよう近く法令の改正が決定されて』(注十九)農地集團化事業は、農地解放後の農地政策の一環として、本格的に展開するものと期待された。ところが、二十三年一月六日、突然『農地の集團化のための交換分合の促進に関する件』と題して、『農地の買収が大先完了した此の際買収した農地の買渡を急ぐことの重要であることはもとよりであるが、買渡に先立つて集團化のための交換を出来るだけ行つて事が望ましい』、『農地の集團化のための交換分合を願望せずむやみに農地の買渡を急ぐとき市町村農地委員会には出来るだけ速かに農地の集團化のための交換分合計畫を樹立せしめよ』との農政局長通達が出されている(注二十)。而も、日ならずして、『七月二日の買収買渡については其の筋から買収農地の七五%買渡の要請がある』(注二十一)『(注二十二)』ため、二十三年四月十七日、電報を以て『來る七月二日迄に大部分の買渡承認を完了せよ』と指示し、各都道府縣に對して買渡のスケジュールの繰上げを命じている(注二十三)『(注二十四)』『既に買渡の最終期に入つていなければならない』(注二十五)『其の二十三年三月中の買渡成績が』『全國的に見れば機期に反して低調であつた』(注二十六)たことが、直接の動機である。

前述、總司令部提出した買渡計畫(三三・二・二〇)では、三月末に二〇萬町歩、三月末に累計六〇萬町歩の買渡となつてゐたが、實際は三月末に二五・五萬町歩、三月末の累計四八・八萬町歩(確率集積報告による數字である。尙當初の確率報告では、三月末に二四・六萬町歩、三月末の累計四二・七萬町歩となつてゐた)

買渡保留見込面積 (23.12.31現在)

Table with 5 columns: 事項別, 全国, 内地, 北海道, 買渡. Rows include (1) 都市計区域域内5ヶ年買渡保留地, (2) 零細農家の耕作地, (3) 農家の自給農園での当分存続を必要とするもの, etc.

全園合計で幸うじて七五%をこえたその後、残り分について、十一月十日、再び農林大臣より知事宛促進の駕報を發してお

管理換の進捗がはかばかしくなかつたため、二十三年三月末迄に收納登記未済のものは、物納許可を取消され、七月二日迄に再買収されなければならないこととなり、これが二重の負擔となつて加重された。

こうして、再三の方針變更と突然の強行指示が、一方においては、將來の身分不安定と労働の過量、待遇の劣悪からくる農地委員兼職員労働組合の闘争もこの頃から熾烈化し、府縣當局を極めて困難な立場に追込み、中央における無計畫・無方針は府縣から痛烈な非難を蒙つた。

二十三年四月十六日の買渡促進指令に應じて作成された繰上スケジュールと、買渡業績をみれば、下表の通りであつて、七月末の買渡は

Table with 7 columns: 年, 買出, 買渡確定計畫, 買渡報告, 買渡調査, 買取, 買取調査, 買取報告, 買取調査, 買取報告, 買取調査, 買取報告, 買取調査. Rows include 22年12月迄, 23年1月, 23年2月, etc.

農地買渡面積

Table with 5 columns: 年, 23年2月31日現在, 買取面積, 買取報告, 買取調査. Rows include 22年12月迄, 23年1月, 23年2月, etc.

昭和二十三年三月三十一日現在における買渡進捗率は、次の通りであつて、『府縣別にみると進捗の開きの甚だしいことが目立つ』。

二重三重買渡の二五五割、一重買渡の二五二割の買渡率は、事實である。

Table with 2 columns: 府縣別, 都道府縣名. Rows include 千葉、茨城、栃木、神奈川, 岡山、群馬、長野、愛媛、埼玉, etc.

* 解散面積 = 買取面積 + 財産物納面積 込面積

II 買取の時期別 (23年3月31日現在)

Table with 4 columns: 買取の時期別, 買取面積, 買取報告, 買取調査. Rows include 第1回(22.3.31)分, 第2回(22.7.2)分, etc.

この開きの原因を『主として交換分合の指導方針の相違に基因すると一概に云うことは輕率である。』

をとり、會公正のための交換を極力指導しようとする空気の強い府縣が多かつた。又、恰も、七月買取を目ざして買取完了運動が強調されていた。これらの府縣に對して七月二日迄に率に七五%買渡の強行を指令したことは、結果において、買渡の機會の公正化及び農地の集團化に對する努力を減殺することとなつた。

買渡進捗率に大差のある二十三年三月末の狀態から、五、六の二ヶ月間、買取の進捗が甚だしくなつた。一帯に七五%までに引上げようとするとき、これまで買渡の遅れていた府縣にとつては、極めて重い負擔となる。而も、當面の主要な關心を買渡促進に集中したため買取完了のため努力をなほざりにしてはならないし、買渡の成績をあげることにのみとらわれ軽率な買渡承認があつてはならない。

年十二月末には、買渡の進捗率は九四％に達し、買渡未済は約八萬四千町歩。買渡未済の大半は分筆等技術的理由で買渡が遅れたものであるが、前頁の表に掲げたのは、それぞれ理由で買渡を保留されるものと見込まれたものである。

二十四年一月になつて、『國有財産管理の取扱と支障を来さないうようにするたため』兩年度にまたがる買渡を認めない方針で、二十三年年度の買収分は、明確に買渡保留すべきものを除いて、二十四年三月三十一日迄に買渡を完了するよう指示した(前記二五頁参照)。

二十四年三月末における買渡未済(保留)農地は、二七、一三〇町歩と計算される。

註1 例え、神奈川縣、前掲『神奈川縣農地改革』一七二—一九頁(執務参考二五—五八頁)参照。買渡促進の督促に感應しつゝも「交換分合を加速しないで買渡計画をたて、未だ買渡前審査を、縣農地委員会が承認を却下して、委員と縣の担当者、郡市も合議し、集団化の爲の講習會等を開き、且つ縣の指針も定めて積極的に集団化を促す村民大會等を実施し」、「二八九町の集団化を目的とする交換を実施させた」といふ。買渡促進を克服して立派な集団化を實施した高嶺外多数の農地委員の功績は將來に目されるべきである。又この交換分合の差名にかくれて一部強者が自己に有利に操作したことは遺憾作らず否定すること亦出来ぬ事實であつた。「神奈川縣農地改革」は述べている(一七三頁)。

神奈川縣中郡金目村の事例は、既に前記紹介されている(例一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)。

又、農地の買収に拘らず「買渡を自ら強制に考へ」郡村、谷尾村を始め、幾多の誇りに足る成果を擧出したのは、正しく「下伊那に於ける農地改革」の徴である。「二二大買、二七三買等、厚野縣に於て、農地改革二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇)。

その他、栃木縣上野郡那珂川村、(一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)、新潟縣西蒲原郡小中川村、(一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)、富山縣新庄地帯、(一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)、埼玉縣入間郡南河村、(一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)、佐賀縣井島郡須古村、(一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)、大分縣大分郡東植田村、(一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)など、各地に概率的な動きは、示されている。(その他、各地の事例は、四村申一『農業經營と農地交換分合』に集められている。

註2 『買渡計画の可否は、直接農民の耕作権に影響するところであるから、買収計画の承認以上に細心の注意が肝要である。』(二九三—二九四頁)、『買渡の準備に三つの段階がある。』(二九五—二九七頁)。

I 『買渡又は交換分合に伴い農地委員会自ら耕作権を無効にして過失の處分』(二四三—二四四、二四四—二四五、二四五—二四六、二四六—二四七、二四七—二四八、二四八—二四九、二四九—二五〇、二五〇—二五一、二五一—二五二、二五二—二五三、二五三—二五四、二五四—二五五、二五五—二五六、二五六—二五七、二五七—二五八、二五八—二五九、二五九—二六〇、二六〇—二六一、二六一—二六二、二六二—二六三、二六三—二六四、二六四—二六五、二六五—二六六、二六六—二六七、二六七—二六八、二六八—二六九、二六九—二七〇、二七〇—二七一、二七一—二七二、二七二—二七三、二七三—二七四、二七四—二七五、二七五—二七六、二七六—二七七、二七七—二七八、二七八—二七九、二七九—二八〇、二八〇—二八一、二八一—二八二、二八二—二八三、二八三—二八四、二八四—二八五、二八五—二八六、二八六—二八七、二八七—二八八、二八八—二八九、二八九—二九〇、二九〇—二九一、二九一—二九二、二九二—二九三、二九三—二九四、二九四—二九五、二九五—二九六、二九六—二九七、二九七—二九八、二九八—二九九、二九九—三〇〇)。

2. 舊地主への買戻…山形縣西置郡郡某町では、農業協同組合理事の公職にある一有力地主からの買戻小作地のうち、七反三畝二二歩が同一母體の畑に買渡されている(買渡通知書交付済)ことが、後日發覺した。旧地主は、その他にも、五人の小作人から不法取上を行ひ、五人の小作人に對し別小作を隠匿して来たことも同時に發覺した。(一四九頁)。

その他、福井縣南條郡某村(一四〇、一四一、一四二頁)、山形縣上郡某村(一四三、一四四頁)にも類似の事例がある。

b. 「交換分合」「適正配分」…買渡の際交換分合の差名にかくれ、不法不肖にも委員會側断りに耕作権を手に交換買渡をした」と言われる福井縣築上郡西有田村(一四九頁)、『買渡通知書の申告のないものに買渡したのも、或は「適正配分」と稱して買渡の相手方たるべき権利者を壓迫して買戻の申込をさせなかつたもの等が相當件數あることが判明した』(鹿兒島縣鴨池郡市成村(一四九頁)は、いずれも權限代行の罰金となつた。埼玉縣沼田郡某村では「經營の適正化を図るの」というので、買収した農地を全部耕作していた小作人に買渡さないで、他の小作人に買渡してしまつた』(一四八頁)その他、

埼玉縣南埼玉郡日町(一七七頁)、福井縣田中(一四三、一四四頁)など。

又、神奈川縣では、『地主勢力が強い爲に、自作農權益特別措置法第二十三條の所有權の交換は一件も手をつけないことゝ出來ず、同法第二十五條の耕作權の交換を小作人に指示して、みえつて耕地を分散させたり、地主創設をさせたりして進歩をあげた山間部の委員會もあった。』(一七三頁)。

c. 委員の不正買戻…島根縣八頭郡のある地區農地委員會では「農地委員が地主と結託して耕作権から農地を奪上り、不肖な利權を奪ひ、不正な買戻を行つて来た。』地主二年は、小作委員と結託し住宅地と交換すると稱して五十戸の小作農家から凡そ十五町歩の農地を返還させ、農地を失つた農民には救済と稱して、兩名所有山林の材木切出し運搬等の山仕事に使役、低賃金を給與して私腹を肥やして来た。地主と結託した買戻小作委員は、僅か四反の小作農であつたが、一町以上の農地所有者となり住宅の放棄を行つたなど露骨な生活をしている』(一四九頁)。

『農地改革の一應買戻買渡しが済んで見ると、どの委員もよい所を自分の所にまよめ、今迄よりも二反(五分)と面積をふやした事が發覺された。』(一七三頁)という事例(島根縣改革の現況二四—二五頁)は、情實や露骨にかつて不正買戻例。三重縣(一四八頁)の後述と共に、「農地改革」にも附纏うことは遅りられなかつた。

II 買渡に關する紛擾事件としては、會社所有農地の解放に當り耕作権者と、現在の耕作権者との間の(例、福岡縣津久市、畑三町八反餘をめぐり、著各四十戸の耕作権者の争ひ。愛知縣米工務所有の三町歩に關する、地元農民と會社の「農耕」の争ひ(一四九頁、一五〇頁)。工事中の耕地整理組合地區における組合員と、組合員に入れた組合員以外の耕作権者の間のもの(例、島根縣邑智郡川戸村における水害復舊地三町歩をめぐり、組合員と耕作権者の争ひ(一四九頁))。同類のものは、佐賀縣の干拓地にもみられたが、目下、他に、二〇、一一、二、二三の耕作権者と現耕作者との間の(例、一七頁、一七九頁、一八〇頁)一時賃借地など耕作権の所在についての争ひ

【例】(一四九頁、一五〇頁、一五〇頁、一五一頁)が主である。

〔六〕 宅地・建物・農業用施設の解放

(I) 「農地解放」が、單に「農地」の解放のみに限定されるべきでなく、農地に共に農業經營に不可欠な農業用施設の解放も、農地解放の一環として取上げられなければならないことは云う迄もない。

昭和二十一年七月二十六日、閣議決定した第二次農地改革要綱(農地改革の概観に關する)は、次の如く述べている。

『國は、農地以外でも自作農創設のため必要な場合は、左に掲げるものを市町村農地委員會の決定によつて買戻することとする。

- (1) 採草地、宅地等農業經營に不可欠な農業用地及び農業用施設

向 小開墾可能地
右によつて買戻したものの買渡は、農地に準ずる。』

茲で、採草地、宅地を例示しているのは、既に昭和元年以來の「自作農創設維持事業」においても「自作農創設に必要な土地」として、農地と同様に取扱われてきたことが念頭にあつたからであらうが、更に一歩を進めて、農業用地以外にも建物・水利施設等の工作物から大農具・役畜などの動産に至るまでを包含し「農業用施設」全般に互ることが必要であると考へられた。なる、大農具・役畜等は、大農揚解放の如き特殊の場合においてである。

この要綱に示された宅地・建物・農業用施設の解放は、自作農創設特別措置法第十五條として規定された。即ち、次に掲げるものは政府から農地の買渡を受けて自作農となる者の申請があり、市町村農地委

馬、臨井、茨城、三重、長野、兵庫、四〇〜五〇％宮城、京都、岩手、熊本、山口、奈良、和歌山、鹿嶋、高知、三〇〜四〇％大阪府十都府県、二〇〜三〇％鹿児島、最低丘陵一七・二％。

(3) 宅地、建物、採草地以外の農業用施設としてあげられるのは主として水利施設であるが、それ以外にも、農地利用の用に附屬して使用され、その地方における農業経営上不可欠と考えられるものは含まれる。

大規模な水利施設を買収した場合これを個人に譲渡することは妥當でない場合が多い。

「水の使用に関する権利」は、屬人的權利として農地の買収と切りはなして別個に買収される権利のあるものを云うのであって、屬地的なものは、農地の買収に伴つて當然に移轉するから買収する必要がない。

これらの農業用施設及び、「水の使用に関する権利」の買収事例の中から、特にある二、三のものを次に掲げよう。

事例一 愛知県豊橋市依佐木村(池沼地二町八反八畝二〇歩)

「即ち毒の上に泥を盛つて作った水田が數町歩もあり、耕作者は他村から來ている農水の利用に關して楚に鬭争する紛争を生じてきた。

事例四 三重縣三重郡川内村(水の使用に関する権利)

取入口、水除等はすべて受養者の所有で、ただ、水を通過させてもらふため年々他「部落」に売却した米、酒(井科米)井科酒)の納入義務を免除させる目的で、「灌溉水除を通過させてもらう爲の権利」を「水の借入に關する権利」と解釋して「買収」した。

事例五 三重縣度會郡内城田村(灌池地一町八反三畝五歩、灌池一五反五畝四歩)

『この灌池地は明治三年(丙辰田代)下久貝村養蠶家が同村上久貝の所有者より灌池を買得て莫大な費用と努力を費して建設したものである。』

灌池を造る灌池池沼に沿う計五町三反二〇歩の長本なるのである。干漕時には干漕となるが灌池池には一畝に灌池以上となる地點に堤防を築いて田畑とした干拓新田(小栗新田二十五町九反)にとっては、内部の水分を全部地下水と潮溜り防止を要する海水を堤防の内側に沿つて設けた池沼に溜草をしめ、干漕に應じて自動的に開閉する扉門を連してこれを外溢に排除しなければ難事を要す。

給るに連れて、開門の管理者が、この池沼を利用して養蠶を行つ、開門の前面に竹藪を築いたため、やまずれば排水を阻害する結果となり、既々耕作者との間に紛争を生じていたが、小栗新田の灌池所有者は、この池沼を切はなして管理者に譲渡した(二年二月十九日、所有權移轉登記)ものである。

事例二 石川縣鹿野郡野川村(池沼地二町八反八畝二〇歩)

『用水不足の灌用水除の目的を以て設置したもので、灌池が此等水田十餘町歩は買収されたが、灌池地に買収されるを慣例として』

事例三 茨城縣鹿嶋郡駒野村(年久沼)

明治初期の地租改正の時舊来の駒野村の所有となつたので、駒野村の村域が隣村の中に畑を打込んだらうと築出した状態である。

事例六 鹿井縣水野郡豊田村(用水除一町五畝一〇歩)

下鹿生島部落は水田開闢のため灌池、水除、土打、土野の四部落を買得る約六町の用水除を作り、文治五年(一八六九)年と買得料その他の條件につき文書で契約締結した。

事例七 山口縣では、小作地を買収されたため、地主が故意に埋設して灌池四十七町を掘上げ別個に灌池と化したため、これを灌池法第十五條として買収、譲渡した例がある。

事例八 宮城縣岩手郡(灌池池沼排水、灌池一十二町、灌池二十四)

『灌池水除灌池組合は灌池の水除設備に關する排水其他一切の事業を施行するため明治三十四年に設立されたが、從來その區域は鹿野郡他四ヶ町村に亘り、その關連受養面積一、三二七町歩の水除灌池と水利灌池とを以て總して來たが、農政改革によつて組合所有地約四七五町歩は買収され、それぞれ買収されたが、その結果農業施設を廢すのみとなり、その存続が困難にされたにまつたので、所有者岩手郡水除灌池組合により買収(割價二、九一七、〇三二圓)して關係各町村に譲渡した。』

註中には、耕作者は負擔の増加を免れて買収の意思なく、農地を買収された地主からは一刻も早く手離したとして買収を申請し、これを買収すれば政府所有として残るおそれがあるため解決に苦慮したものもある。

二三・八・二六、仙臺農地事務局長報告「農地整理組合、水利組合所有の施設の買収について」(五三三頁、七、八頁)参照。事例。岩手陸奥郡金ヶ崎町高谷野原農地整理地区(農地整理八頁)。茨城縣新治郡高野村、農地整理地区(農地整理二〇、二五頁)。

四 牧野解放

(一) 發端—立法過程

(1) 農地關係においては、年内買収完了を目指して大量であつた昭和二十二年後半に至り、突如持ち上つた「牧野解放」の問題は、總司令部の強い勧告に端を發する。その直接の導火線は、北海道において開墾さるべき土地が、牧野故に買収されずに残されているという印象を觀察の總司令部天然資源局の係官に強く與えたことにあるとも云われているが、「牧野解放」の基調を單に未墾地解放の促進強化に求めることは、その後における問題の展開を理解することを困難ならしめる。「牧野解放」問題の根柢には、「唯うに日本の畜産業は世界で最も劣等であると斷じて差支へない。政府の畜産政策は單に大畜産業者を助成することを主眼として來た」と云う批判(三三六頁、仙臺農地事務局長報告「農地整理」)が横たわつていたとみるべきである。

昭和二十二年八月二十七日、總司令部天然資源局長は、農林大臣(三三三頁)に書簡を送り、「連合軍最高司令官及び其の幹部連は、農地改革を企圖した最初の時より、「農地」と云う字句は「農業生産物の生産の用に供せらるる總ての土地」を包含するものと解釋して居つた」と言明し、牧野解放を行ふことは決定的となつた。

農林省では、牧野解放は不可避としても、「農地」の定義に牧野を含めて、田畑と牧野を同列に扱うことは、田畑の利用が極めて集約的で、牧野經營は、通常耕作にも造林にも適しない利用價値の乏しい土地で行われているので、牧野と耕地とはその經濟的價値が著しく異なつており、その利用形態も共同利用が極めて多し(個人利用二八%、共同利用七二%)我國においては、不適宜であるとして反對した。田畑牧野を含めて平均三町歩(三三三頁)の線で切られることを特に警戒したのであるが、とにかく問題は、茲で事務的な接觸の段階に入り、「農地」の定義とは切り離して別に「牧野解放」として規定することになつた。かくて、二十二年九月十五日、農林省から總司令部に提出した第一次草案は、次の通りである。

牧野の解放に関する件 三三三・九・一五

1、牧野の所有者が、一牧野として去に提出する面積を超過する牧野を所有している場合は、政府は、原則としてその超過面積を買収する。

北海道	一畧地域	平均一町
	主務大臣の指字する畜産保護地域	同一五町
都府縣	一畧地域	同一三反
	主務大臣の指字する畜産保護地域	同一三町

中央農地委員會は、新設別荘に「一畧地域」及び「畜産地域」別に前項の面積を決定する。都道府縣農地委員會は、中央農地委員會の承認を得て都道府縣内において地域別並に「一畧地域」及び「畜産地域」別に面積を決定することができる。

2、牧野が一の面積を超過する割合でも空に擧げるものは、政府は買収しない。但し又は公共團體が公共用又は公用に供している牧野

- ② 多數の農家が共同に所有し且つ共同に利用している牧野又は試驗耕作し又は農事指導の目的に供している牧野で、都道府縣知事が指定したものを
 - ③ 警察の改良増殖に必要とする牧野として農林大臣が指定したものを
- 三、買収及び買収の事務は、原則として都道府縣農地委員會が行ふが、買収面積が一牧野として北海道で四十町歩、都府縣で十町歩以下のものについては市町村農地委員會がこれを行ふ。
- 四、農林大臣の指字する都道府縣に都道府縣農地委員會の諮問機關として牧野農地委員會を置くことができる。
- 五、自作農制廢止別置法を別紙の様に変更する。(別紙)
- これに對し、翌十六日、NRSは次の如き修正提案をした。
- 牧野買収に關する農地改革法の修正についての草案(一九四六年)
- 1、法律によつて、不在地主、牧野經營をなす者、在村地主及び自己の所有地に付牧野經營をなす者に認めらるべき保有面積の差額を規定すること。
- A、不在地主には放牧地の保有は認めざることを。
 - B、牧野經營をなす者、在村地主の保有面積は北海道にあつては一町歩、本州・九州・四國にあつては三反歩とする。但し、農地と放牧との合計の保有面積は北海道にあつては五町歩を、本州・九州・四國にあつては一町三反を超過すること。
 - C、自己の所有地について牧野經營をなす者は最大限北海道にあつては十町歩、本州・九州・四國にあつては三町歩迄の放牧地の保有が認められること。但し、同一人に所有せらるる農地と放牧地との合計面積は北海道にあつては十五町歩、本州・九州・四國にあつては三町三反歩を超過すること。但し、第三條に規定された保有面積の變更はざることを。
- 2、法律上放牧地の買収に關して第三十一條及び第十三條に規定する價格及び報酬金の形式を適用すること。但し、報酬金の支拂は基礎となるべき土地の

- 價格に比例して算定すること。
- 三、法律に規定の方法及び小作人の土地購入の価格を規定すること。
- A、農地に對して規定された價格及び関係の手續を放牧地に適用すること。
 - B、償債が買収の出来る土地はその地域が自己の所有地に付牧野經營をなす者に保有を認められている面積を超過すること。
- 四、第三十條—第三三條に規定された例外(農地)は次に限られること。
- A、市町村及び部落の所有する放牧地を共同利用するもの
 - B、政府機關により所有され、使用されている放牧地又は教育施設として認められた放牧地及び専ら試験研究の用に供せられたる放牧地
 - C、農林大臣の指字する放牧地
- 五、昭和二十年十一月二十三日現在の事實に基いて農地を買収する現行法を放牧地の買収に適用すること。
- 九月二十日、政府は次の如く回答をしている。
- 牧野解放に関する件 三三三・九・二〇
- 昭和二十二年九月十六日附コメントに對して次の様に回答する。
- 1、不在地主は牧野を所有出来ないとはいへず、
- ① 在村地主にも専付牧野の保有は認めらるるに對しては、但し自作農制廢止特別置法第五條第六號に該する所有者に對しては市町村農地委員會が②の面積の限度に於て放牧の保有を認めることが出来る。
 - ② 耕作地主の保有面積に於ては左の通りと致したい。
 - ③ 牧野のみの保有面積の規定は創設する。
 - ④ 牧野の保有面積は農地の保有面積と合計して北海道では二〇町歩、都府縣では五町歩を超過すること出来ぬ。(注)
- (注) 農地の保有面積と放牧地保有面積との合計は最も大きい村に於て

も北海道では四五町歩、都府縣では二町歩を超えてはならない様にする。

- I. 價格に關する意見は了承する。報償金については防衛局と相談する。
- II. 自作牧野の買手続及び買手階級に關する意見は了承する。向一般に未墾地を買収する場合に都道府縣農地委員会が調査委員会に諮問して未墾地買収計畫を定める如く(自作農訓特別措置法(中野則第十四條参照)牧野を買収する場合は都道府縣農地委員会が、牧野買収委員会に諮問して買収計畫を定めることと致したい。
- IV. 第三十條の二の例外に付ては左の通りとせられ度い。
 - (1) 部落・市町村又は命令で定める組合が所有し又は多數農家が共有する牧野で共同利用に供されているもの
 - (2) 國、都道府縣が所有し、且つ公用又は公用に供されている牧野及び教育施設に用いられている牧野又は試験研究の目的に供されている牧野で都道府縣知事の指存するもの
 - (3) 農林大臣の指存するもの。(注)

(注) 農林大臣の指存は畜産の改良増進上又は乳幼児用乳製品等の供給確保上必要と認められるものに限り行われる。

V. 昭和二十年十一月二十三日に廻ることに関する意見は了承する。九月二十二日より、この回答を中心として討議に入る。Iの(1)の全面解放は總司令部の意向により、農地を所有しないう者とか耕作放棄を営まない者等、要するに農業に縁もゆかりもないう者が所有する場合に限ることとなつた。IIの「牧野委員会」は依然としてその必要を認められなかつた。IVの(1)は更に制限を加えて了承。IVの(2)は總司令部の提案もこれと同趣旨であることを確認。IVの(3)は省令の討議の際に持越される。問題の中心はIの(2)である。

「農地解放」の場合と異なり、「牧野解放」は、自作牧野でも、一定規模以上のものは、原則的に解放させる趣向である。従つて、その限度を具體的に、何町歩に定めるかが議論の中心となる。開拓のため牧野の規模を一定限度に制限しつつ、反面、その限度内の牧野は、未墾地解放から守つて、牧野としての利用を最高度に集約化することによつて畜産の發達をも圖り、兩者相俟つて土地利用の高度化と生産力の發展に資する如き限度面積の基準を發見することは、極めて困難な業であるが、總司令部の關心が北海道乃至東北の馬産地帯にあり、政府も亦徳顧をそこに合せ、總司令部草案十五町歩に對し、平均二十町歩(最高四十町歩)を主張したのである。

さて、政府案、北海道平均二十町歩、最高四十町歩算出の根拠は、畜産局の文書(三三・一・一七「牧野問題」(附令))によれば、次の通りである。

「本来牧野は農地と一體として農業經營を営むものでありますから牧野の保有限度を定めるに際しては農地と同じく考慮しては考へられないのであります。そこで牧野が最も重要な農産物を生産する地帯の實情、その合理化等を觀察して兩者を通じての保有限度を定めたのであります。(但し既定の農野面積は變更しない。)

之を實際によつて説明致しますと北海道における最近の牧野調査によりますと、主要農産地帯である釧路では、専業農家一戸當り平均面積は六、二畝、一頭當り面積は三、七畝、即ち農家一戸當り面積は三四、八七畝で、耕地面積は農家一戸當り二、八二畝であるので、總面積としては一戸當り三、七畝となつて居ります。

一方釧路における主要農産地帯における標準經營として、種馬五頭、牛三頭、

飼養頭數計九頭で經營面積三九、七畝の場合、農地解放は概ね水田四町歩を經營する農家に匹敵すると云ふよりな事情もありませんので、幾分の餘裕を残して最高四〇町歩と定めたのであります。此の規模を四〇町歩とするためには北海道としては平均概ね二〇町歩とする必要が有ります。

但都府縣においては、土地の生産力、氣候條件等から見て、農地の場合と同様概ね北海道の四分の一程度と認められるので平均五町歩と定めたのであります。然し東北地方等北海道と陸等しい條件に乏し地帯はともありますので、此等の地帯も考慮して最高は北海道と同様四〇町歩を保有得るようには餘地を残して置るのであります。」

結局九月二十五日、總司令部は「更に利用の集約化によつて經營維持が可能とみなせられるときは、その保有面積の一割(注)以内の範囲内で自作牧野の買収ができる」と、及び「全國を統一區域別に定める面積の最高は四十町歩を超えてはならない」との二點を條件として、日本政府の平均二十町歩案を承認した。

このような経緯を経て、二十二年十月十四日、「牧野の開放に關する件」要綱が閣議決定された。その全文を次に示す。

- 牧野開放に關する件要綱 昭和二十二年十月九日 閣議決定
- 農地改革の一環として、牧野の開放を行い、自作農の創設及び土地の集約利用を促進するたため、自作農訓特別措置法の一部を次のように改定する。
- 第一 この法律において牧野とは、畜産の放牧又は經營の目的に供せられる土地をいふ。然し農地並に糧食の目的その他畜産の放牧及び養育以外の目的に主として供せられる土地は除外される。
- 第二 政府は、左に掲げる牧野を買収する。

- (1) 不在地主の所有する小作牧野については、全部、在村地主の所有する小作牧野については、北海道では平均一町歩、都府縣では平均三町歩を超えてはならない。
 - (2) 自作牧野については、農地と合計して北海道では平均二十町歩、都府縣では平均五町歩を超えてはならない。
- 但この保有限度は、いづれの地帯でも四十町歩を超えない。
- 註 頭に決定されている農地の保有限度の面積(内地平均三町歩)は右に關連して變更されることはない。

- 第三 前項に掲げる牧野の外政府は都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会に認定により左に掲げる牧野を買収することができる。
- (1) 農地を所有しない者又は農業を営まない者が所有している小作牧野
 - (2) 第二の(2)の保有限度まで牧野を保有しなくても牧野利用の集約化によつて、保有限度を所有する場合と同等の生産をなせられるものと認められる場合において、集約化によつて確保することが困難と認められる部分の牧野
 - (3) 農業を主要な業務としない者以外の團體の所有する牧野
 - (4) 利用が放棄されている牧野
 - (5) 所有者が政府に買収すべき旨を申し出た牧野
- 第四 政府は、牧野買収に關連して左に掲げるものを買収することができる。
- (1) 買収する牧野の上にある立木又は工作物
 - (2) 買収する牧野又は買収する牧野から養育せられる農地の利用上必要な農業用施設又は水の使用に關する權利
- 第五 政府は、左の各號の一に該當する牧野については買収をしない。
- (1) 公用又は公用に供している小作牧野を主張する農家の指存したもの
 - (2) 市町村、財産區又は農業協同組合(主として農林大臣の指存したもの)の牧野で共同利用に供されているもの。但し、この場合でも利用者の數に比

べく不都合に廣大な面積の牧野は、一定面積を超える部分を買収する。

- ③ 都道府県又は主務大臣の指定する家畜養育施設の所有する牧野で専ら試験研究の目的に供されているもの
- ④ 前各款に掲げるものの外畜産物の改良増進等の必要上特に主務大臣の指定した牧野
- ⑤ 所有者が自ら利用していた牧野を養育その他特別の事情で一時小作に出している場合において近小作者自ら利用することを権限と認めたるもの。この場合において買収されない牧野の面積は、農地と合せて保有限度を超えない。

第六 牧野の買収は、市町村農地委員会特別の場合、都道府県農地委員会の定める牧野買収計画により行なう。

牧野を買収する場合の料金は、従前通り近傍類似の農地の対価の四割五分以内である。

第七 牧野の買収は、農地と同額原則として昭和二十年十二月二十三日現在の事実に基づいて行なう。

第八 買収牧野は可能に限り自作農創設の用に供するが土地の状況により分割不適当な場合は、牧野の養育利用を促進する条件の下に共同利用の方途を講ずる。

この要綱に基づく法律案は、他の改正案と併せて、「自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案」として、十一月六日、第一國會に提出、農地調整法の一部改正法律案と共に、十二月八日成立、十二月二十六日、法律第二百四十一号として公布、即日施行された。然し施行令施行規則は、總司令部との接衝に時間を費したため、同時に公布する運びに至らず、一ヶ月近くを經た二十二年二月十二日に漸く公布。

計一四町七反

一、共同放牧地(一戸當り)二五町

説明一頭當り五町歩 五頭に二五町

合計 三九町七反

尚、この四十町歩の遡りについては、その後農林省仙臺農地事務局と北海道農業試験場農地部とが共同して、根拠地帯の經營調査と當り、一般農地經營の實情は四十町歩以内であり、現在の放任的な農地經營を切り替えることにより、その水準を根拠地帯内原野の農地のレベル以上に引上げることが可能であり、經營生産力も本州五町歩の農家以上に有力であると結論されている。

註4 畜産局の調査によると、北海道二十町歩、都府縣五町歩以上の牧野經營数は、北海道七一、都府縣五〇、計七六一。

〔二〕 準備

(1) 行政機構、牧野協議會 牧野解放は農林省内部において、農地部の専管ではなかつたが、本來「牧野」を主管する畜産局は、牧野解放事務進行の主導的立場には立たなかつた。

(一) 當初は、地方に「牧野委員會」を設置し、買収及び買渡に関する重要事項はその意見を徵するものとし、この「牧野委員會」を畜産局が主管する構想であつた(三三・二二五)。これは、未經地解放が、法律上農地委員會の権限に屬せしめていた買収・買渡計畫の樹立について開拓委員會(知事によつて任命された關係行政機關の職員等により構成)の「適地選定部會」・「入權選定部會」が事實上の主導権を握つていた先例に倣つたものである。然し、これは、前述の通り總司令部の承認するところとならず、たゞ、(一)保有限度以上面積の牧野の買収及び買渡に関する事項、(二)利用の集約化による經營の維持可能とみて保

施行を見るに至つては、

註1 「農地」は「耕作の目的に供される土地」と定義しているが、「耕作」の譯語 cultivation とは、tilling of land and husbandry を意味するといふ解されたのである。

註2 原題旨の説明が、二十三年三月十六日の中央農地委員會第五回總會において、議院畜産局長からなされている。尙、大和田啓氣「改正農地法の解説」(二一四一八頁)には、稍異なる説明がなされているが、大體はない。

註3 飼養農戸組合である北海道飼養農戸協会の神牧場主、神八三郎氏(本州人)が、(本州)の「農地」の主眼である。その基礎を添介しよう。

「農家一戸當り家畜飼養頭數及所置面積」

一、主畜五頭、生産四頭、飼養頭數九頭(但し當錢を含まず)

説明 馬は木作に比し上級馬二十五、中位馬十頭、下位馬四頭とし、飼野の馬は上級四頭中位五頭なるを以て反收五頭四町歩の水田經營農家に匹敵す。

一、自家食糧畑所要面積 一町五反

説明 農家一戸五名とし米一日一名四合六勺とし、飼養頭に換算年二十俵此の所要面積一反、其他食糧作物一名二反、計三反、五名にて一町五反とす。

一、牧草畑所要面積 五町七反八畝

説明 一五五町一五〇日間全飼頭一三三頭とし其の所要量四五〇貫收草反收七〇、とし九頭分所要面積五町七反八畝。

一、濃厚飼料(兼麥)畑所要面積 一町一反二畝

説明 一五五町一五〇日間全飼頭一三三頭とし其の所要量九俵反収四畝とし五頭分所要面積一町一反二畝。

一、多針飼料畑面積 一町八反

説明 テントニン 無人養等 一頭當り二反の割

一、住宅敷地及家畜放牧運動場 四町五反

説明 一頭當り五反、九頭分四町五反

有面積を大幅(二割五分以上)に割る認定買収、(管理換)所管換所(屬管)という限定された事項に関する純技術的諮問機關として「都道府縣知事の指定する都道府縣又は市町村の専任職員」の組織する團體の設置(所謂「協議會」)が認められた。その構成は、都道府縣に設置される場合は、普通農事・山林・畜産・農業經營・開拓關係技術者各二名宛、支廳・地方事務所又は市町村に設置される場合は各一名宛とする(三三・二六六、三三・二七〇)の公債、畜産局長選舉の内容は(三三・二七〇)の三三・二九〇、三三・二九一の二の項に於いて追加規定された。この協議會(所謂「牧野協議會」)について一協議會當り一重二千圓の國庫補助金が、二十二年度追加豫算に、四六都道府縣協議會分と、一四地方協議會(七七道廳)分について計上された。市町村については、補助金もなく、關係技術者もないので、北海道を除き設置されたものは殆どない。地方事務所又は支廳管内の協議會は、殆どみるべき活動はなく、都道府縣協議會にあつてもその活動は一般に不活発であつたと云われる。尤も、「農地委員會」は牧野協議會の意見を充分尊重すべきであるが、その拘束を受けない(三三・二〇)のであり、夫々専任職員専門技術に立脚する意見の協議機關であつて表決その他によつて會としての意見を決定する様な議決機關ではない(三三・二〇、四四、三三・二七四)の第二項に於いて「協議會の組織に関する件」(二)のであるから、専門技術が系統的に役立てられておれば、その使命は達せられているのである。後述の昭和二十三年秋の「民間放牧場」の指定の際には、最もその機能を發揮しうる機會であつた。

(2) 牧野解放事務に従事する地方廳職員としては二十二年度追加

收野統計

- I. 昭和十二年12月末日現在：公私有牧野地計表（昭和13年3月、帝國馬匹協會刊）
- （備考）（1）帝國馬匹協會の委託に依り、農林省後援の下に、帝國馬匹協會が主體となつて行つたもの
- （2）「牧野」とは、牛馬の生産飼育の爲め放牧又は採草をなすを目的とする土地。
- a. 畦畔・堤防・植林の下の草刈地・河川敷地・茅刈場等その本来の用途が明らかに放牧採草以外にあるものは、含まない。
 - b. 肥料用採草地として用途の明らかなきものは限令外目的の採草をすることがあつても含まないが、肥料用・飼料用の両方に使われその區別の明らかでない土地は含まれる。
 - c. 森林内の放牧・採草地は「混放牧」として含む。但し、森林手入の手要として放牧採草するものは含まない。
 - d. 放牧採草と採草等との併せ行つるものを「混放牧」として含む。
 - e. 森林植栽業の定めのある土地・採林としての管理區分の定まつている土地でも、従来の慣行その他正當の權利によつて放牧採草をなしているものは含む。（その面積、55,687.6町）
 - f. 牧野又は採草地で、その輪郭中に牧野として使用する場合は含む（その面積計者は1,950.7町、後者は15,830.3町）

a. 所有者別・面積及び圍地數（除、沖繩）

總數	公有			私有			個人所有
	道府縣	市町村	部落	公有	共有	私	
總數	935,542	(39,199)	120,791.1	655	208,674.8	(395,688)	546,637.8
圍地數	1,350,083.1	15,811.8	419,585.5	2,572.1	96,210.0	333,503.3	546,637.8
圍地數	916,487.7	7,831.2	927,573.3	1,219.1	136,069.9	23,390.5	333,503.3
圍地數	433,595.4	7,980.6	92,012.2	1,153.0	72,604.9	12,819.5	213,134.5
圍地數	23,802	(3,871)	97	97	(19,834)	(19,834)	303,643.7
圍地數	609,184.1	9,243.8	145,257.7	943.8	94,846.0	28,457.1	171,293.3
圍地數	373,189.1	3,914.4	103,426.6	406.6	57,332.1	18,038.8	104,183.3
圍地數	235,995.0	5,329.4	41,831.1	537.2	37,513.9	10,418.3	192,350.4
圍地數	292,510	(31,691)	477	477	(260,342)	(260,342)	200,926.3
圍地數	596,043.2	6,495.4	210,920.8	1,065.6	95,121.6	5,884.0	199,540.9
圍地數	447,617.9	3,788.7	172,682	756.4	70,046.5	3,890.8	60,785.4
圍地數	148,425.3	2,636.7	37,358.7	309.2	25,075.1	1,999.2	19,998.7
圍地數	19,230	(3,637)	81	81	(15,512)	(15,512)	42,667.8
圍地數	144,855.8	142.6	64,107.0	362.7	18,707.2	1,865.9	22,669.1
圍地數	95,680.7	128.1	11,484.6	56.1	8,691.3	1,460.9	408.0
圍地數	49,175.1	14.5	12,622.4	306.6	10,015.9	408.0	19,998.7
圍地數	200,490
圍地數	240,913

b. 使用者別・公私有牧野面積及び圍地數（除、沖繩）

總數	官廳使用			法人・組合使用			共同使用			個人使用		
	官廳使用	公共團體使用	市町村	法人・組合使用	會社使用	共有	私	個人所有	共同使用	共有	私	
總數	4	4,033	524	84	59,129	271,704	271,704	447,917.2	294,155.8	153,761.4	153,761.4	
圍地數	125.6	101,968.5	32,790.5	12,814.1	754,467.2	447,917.2	447,917.2	517,905.4	237,161.8	15,862	15,862	
圍地數	125.6	73,653.7	25,249.2	5,998.0	517,905.4	294,155.8	294,155.8	170,119.8	144,401.9	94,828.6	94,828.6	
圍地數	...	28,314.8	7,541.3	6,816.1	237,161.8	15,862	15,862	112,704.5	46,443	243,100	243,100	
圍地數	...	769	155	34	6,988	15,862	15,862	289,824.6	91,587.9	46,894.8	46,894.8	
圍地數	...	51,431.1	24,465.6	11,432.6	289,824.6	15,862	15,862	170,119.8	144,401.9	94,828.6	94,828.6	
圍地數	...	35,513.6	17,796.2	5,457.6	170,119.8	15,862	15,862	112,704.5	46,443	243,100	243,100	
圍地數	...	15,817.5	6,669.4	5,975.0	112,704.5	15,862	15,862	46,443	243,100	243,100	243,100	
圍地數	...	2,640	280	43	46,443	243,100	243,100	97,104.2	181,108.3	15,638.4	15,638.4	
圍地數	...	36,536.1	6,274.1	994.9	97,104.2	243,100	243,100	279,416.3	91,587.9	46,894.8	46,894.8	
圍地數	...	28,038.8	5,459.9	323.8	279,416.3	15,862	15,862	112,704.5	46,443	243,100	243,100	
圍地數	...	8,497.3	774.2	671.1	91,587.9	15,862	15,862	46,443	243,100	243,100	243,100	
圍地數	...	630	89	7	5,762	12,742	12,742	100,638.7	27,678.4	15,638.4	15,638.4	
圍地數	...	14,101.3	2,058.0	386.6	100,638.7	15,638.4	15,638.4	67,676.3	15,638.4	12,038.0	12,038.0	
圍地數	...	10,101.3	1,953.1	216.6	67,676.3	15,638.4	15,638.4	32,869.4	12,038.0	12,038.0	12,038.0	
圍地數	...	4,000.0	97.7	170.0	32,869.4	12,038.0	12,038.0	

豫算より定員三一九名分の國庫補助金が認められたが、その内、二一九名は畜産主務課の立場から牧野解放にタッチする。残り一〇〇名は農地部の農地改革關係の職員として配置されたが、事務分量を考慮し、半数は北海道に配置し、農地部に「牧野買収課」が新設された。

二十三年三月十五日、農林次官通達は、牧野解放事務の執務態勢について、次の如く地方廳に通達した。曰く、「牧野の買収及び買渡は農地改革の一環として行はれるが、開拓・畜産及び畜養畜と密接な關係を有し、その處理の巧拙は今後の農業經營に重大な影響を及ぼすので關係者の緊密な連絡を圖る必要上、當省に於ては、その事務の取扱處理のため、農政局農地部農地課に畜産及び開拓の關係者を加えた牧野係を設けることになつた（三農發九三五號）から、地方廳においてもこれに倣つて、農地課内に牧野係を設けよ。尤もこの通達に拘らず、農林省自身でも、他局から農地課への常勤兼務者の派遣は事實上實行されず限られた農地部の人員で處理しなければならなかつた。この點は大部分の府縣においても同様であつた。牧野解放事務を畜産課が主管して處理した例は、鹿兒島縣外二・三の縣に見られた。

(2) 施行命令、保有面積基準の決定 法律は二十二年十二月二十六日から施行されたが、施行命令の公布・施行は二十三年二月十二日となつた。主なる内容は、(一)牧野買収も二十三年十二月三十一日迄に完了する（買渡には歸れていない）、(二)買渡の相手方とその順位（農地の場合に準ず）、(三)牧野協議會（前述）、(四)主務大臣の指定する買収除外（後述するよう）にその範圍について、總司令部との折衝がまことま

なかつたので、結局、個々に總司令部の承認を得て指定することとし、省令にはその手續のみを規定し、(五)對價の基準（中央農地委員會で定める）、(六)都道府縣農地委員會が牧野買収計畫をたてる場合二つ以上の市町村農地委員會にまたがる場合その他、などである。

牧野解放に着手するため、都府縣別の保有面積及び對價基準の決定が急がれ、二十三年三月十六日開催の中央農地委員會第五回總會で、前日の中央農地委員會懇談会で豫備審査を行つた幹事試案を決定した。

對價の基準は、牧野解放決定前から行われていた「採草地」買収（三農發九三五號）の對價と同一とし（三農發九三五號）、その他の物件も未定地解放の場合（三農發九三五號）に準じて決定され（三農發九三五號）と決定された。昭和二十三年四月二十日農林省告示第七十五號を以て告示された。

（この基準は、その後「國庫債券」令（三農發九三五號）の公布に伴い昭和二十五年十月二十一日、農林省告示第三二七號によつて買價價格の「一・二八〇倍に改正されるまで變更がなかつた。）

都府縣別の保有面積基準（三農發九三五號）は、先ず第一號の面積（採草地）は、内地平壤三反歩の配分でありさして意味もないので一率に三反歩とされた。第三號の面積（採草地）は、畜産經營に重大な影響を及ぼすものであるが、農林當局は、基礎數字がはつきりせず、そのきめ方にも確信をもたないまゝ、「農地」の第三號面積をきめた方式（三農發九三五號）を踏襲し、農家一戸當牧野面積によつて按分する方針をたてた。牧野面積については、統計が不備で確信ある數字が擱けないまゝ、昭和二十一年「農林省統計表」の數字と、昭和二十一年の帝國馬匹

Ⅲ. 收 野 統 計 都 道 府 縣 別

都道府縣	昭和12年末現在 公有牧野 面積(ヘクタール)		昭和19年・21年(農林省統計表)		昭和24年首(農林省統計表)		計
	公有	私有	公有	私有	公有	私有	
總 數	1,350,083.1		311,627	1,191,864	224,379	1,117,131	1,941,510
北海 道	396,270.9		94,132	349,675	47,617	292,844	940,461
青 海 道	75,912.8		19,690	59,222	16,766	47,710	64,476
岩 手 縣	151,101.4		82,594	151,101	65,296	143,516	208,812
宮 城 縣	29,148.3		815	15,411	587	21,728	22,315
秋 田 縣	90,951.5		21,508	73,173	14,107	88,872	102,979
山 形 縣	9,501.1		12,488	12,411	10,936	21,688	32,624
福 馬 縣	34,239.9		43,428	25,719	39,875	23,071	64,946
茨 城 縣	9,407.0		4,054	3,447	3,264	12,056	15,920
水 戸 縣	6,382.4		5,015	7,214	4,652	10,976	15,628
群 馬 縣	6,412.4		11,895	6,493	9,872	7,951	17,823
栃 木 縣	112.2		—	—	—	833	833
宇 都 宮 縣	756.7		325	1,284	—	1,395	1,395
群 馬 縣	1,747.2		—	553	—	741	741
新 潟 縣	697.0		—	2,861	—	1,036	1,036
山 梨 縣	14,941.4		273	11,931	215	15,795	16,810
山 東 縣	1,768.6		—	84	—	64	64
山 西 縣	640.4		6	677	—	212	212
山 北 縣	597.2		—	12	—	1,758	1,758
山 南 縣	9,427.0		—	11,624	—	6,354	6,354
山 西 縣	56,554.1		1,839	50,177	871	50,315	51,186
山 東 縣	39,841.6		154	56,943	9	24,075	24,084
山 南 縣	7,451.0		—	3,051	—	12,467	12,467
山 東 縣	2,562.5		—	1,931	—	2,658	2,658
山 東 縣	2,216.3		—	965	—	855	855
山 東 縣	196.0		—	3,402	—	1,885	1,885
山 東 縣	3,966.6		—	1,419	—	3,074	3,074
山 東 縣	101.4		—	24,302	—	18,699	18,699
山 東 縣	17,727.2		—	1,119	—	2,415	2,415
山 東 縣	1,343.8		—	3,220	—	1,292	1,292
山 東 縣	1,129.8		—	16,959	525	24,124	24,649
山 東 縣	29,085.1		141	31,583	171	34,541	34,712
山 東 縣	40,599.4		—	47,313	820	46,801	47,721
山 東 縣	64,423.7		—	39,145	—	40,042	40,042
山 東 縣	36,663.7		—	8,566	—	6,797	6,797
山 東 縣	11,921.6		—	11,368	—	5,144	5,144
山 東 縣	7,116.2		—	527	—	422	422
山 東 縣	1,234.6		—	2,988	—	3,436	3,436
山 東 縣	3,085.4		—	4,032	—	6,788	6,788
山 東 縣	8,376.0		—	90	32	6,737	6,769
山 東 縣	10,027.4		—	10,697	59	3,628	3,687
山 東 縣	6,285.3		943	6,974	13	6,374	6,387
山 東 縣	8,442.2		1,853	64,095	774	49,451	50,225
山 東 縣	51,206.6		602	38,408	—	41,287	41,287
山 東 縣	63,594.6		6,844	10,243	4,063	12,372	16,435
山 東 縣	14,465.2		3,228	17,969	3,855	10,750	14,605
山 東 縣	28,590.4		—	21,197	—	—	—

c. 使用面積種別・公私有牧野使用者数及び面積(除、沖繩)

種 別	放 牧 地 面 積		採 草 地 面 積		及 牧 草 兼 用 地 面 積	
	使用者数	面積(ヘクタール)	使用者数	面積(ヘクタール)	使用者数	面積(ヘクタール)
總 數	16,574	609,184.1	160,381	596,043.2	11,337	144,855.8
20 町 步 未 滿	14,268	56,493.5	133,600	101,211.2	9,957	29,609.1
20 — 50 町	1,828	54,539.9	16,769	82,638.5	755	23,251.5
50 — 100 町	1,019	69,130.2	4,211	56,646.4	343	28,816.3
100 — 300 町	1,015	167,681.1	3,546	106,606.9	213	34,158.2
300 — 500 町	264	97,718.1	1,332	89,696.9	47	18,058.9
500 — 1000 町	130	84,916.9	708	108,190.6	18	11,096.8
1000 町 步 以 上	50	78,684.4	115	51,052.7	4	5,865.0
(20 町 步 未 滿)	76.8	9.3	83.4	17.0	87.8	20.4
百	9.8	9.0	10.5	13.9	6.7	16.0
50—100 町	5.5	11.3	2.6	9.5	3.0	15.8
分	5.5	27.5	2.2	17.9	1.9	23.6
300—500 町	1.4	16.1	0.8	15.0	0.4	12.5
500—1000 町	0.7	13.9	0.4	18.1	0.2	7.7
比	0.3	12.9	0.1	8.6	0.0	4.0
(1000 町 步 以 上)						

Ⅳ. 農林省統計「牧野面積」(農林省基本調査)

a. 國有昭和19年首、公私有昭和21年首

種 別	總 數	面 積			放 牧 地 收 頭 數				
		放 牧 地		採 草 地					
		總數	立木地	總數		立木地			
總 數	1,503,491	934,185	498,978	569,306	105,065	464,241	203,709	153,246	
國 有	311,627	208,762	93,221	115,541	102,865	11,482	91,383	55,752	7,992
公 私 有	1,191,864	725,423	345,757	379,666	466,441	93,583	372,858	147,977	145,584

b. 昭和24年首

種 別	總 數	面 積			放 牧 地 收 頭 數				
		放 牧 地		採 草 地					
		總數	立木地	總數		立木地			
總 數	1,341,510	671,046	378,483	292,563	670,464	161,216	509,248	160,163	156,759
國 有	284,379	149,419	89,887	59,526	74,966	22,289	52,677	43,511	9,320
公 私 有	1,117,131	521,627	288,596	233,037	595,498	138,927	456,571	116,652	147,439
總 數	27,742	19,540	14,581	4,959	8,202	2,256	5,946	3,207	5,622
公 市 町 村 有	342,692	157,611	65,094	92,517	185,081	32,002	153,079	40,741	51,491
私 營 有	68,710	18,629	6,888	11,741	50,081	11,388	38,693	5,618	17,551
公 社 有	2,884	1,296	618	668	1,598	560	1,038	243	99
有 限 公 司 有	99,129	27,723	11,013	16,710	11,406	1,645	9,761	5,341	3,024
共 同 有	99,551	54,328	27,102	27,226	45,223	10,471	34,752	13,236	18,289
(個 人)	536,423	242,516	163,300	79,216	293,907	80,605	213,302	48,266	51,363

c. 12年と24年の比較(除、國有)

都 道 府 縣	總 數	放 牧 地		採 草 地	
		12 年	24 年	12 年	24 年
		%	%	%	%
道 都 市 部	有	1.2	2.5	1.2	5.8
市 部	有	31.1	30.7	27.8	30.2
府 部	有	8.9	6.2	5.8	3.6
縣 部	有	0.2	0.2	0.2	0.2
支 部	有	2.7	3.5	4.0	5.3
村 部	有	15.4	8.9	15.1	10.4
基 本 單 位	有	40.5	48.0	45.9	46.5
人 計	有	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) 12年は帝國馬匹協會調(表I)。放牧・採草兼用地は放牧地を含む。

(3) 解放見込面積 「牧野調査」及び「牧野養蠶」については、前に述べた【三三】。二十三年二月二十一日、農林省令第十四號「牧野調査規則」が公布されたが、申告用紙及び養蠶用紙が都道府県に配布されたのは三月末となり、申告書の提出期限を五月十五日迄に延期した。二十三年五月十日、高知縣知事の照會に対し、畜産局長より「牧野調査は農政局が行い、牧野養蠶作製は畜産局が行う別個のものなり」と回答しているように、牧野養蠶作製は、管面の牧野解放事務からは分離され、牧野養蠶を職に今後の牧野管理のためその所在を明らかにしておくことに集約がおかれていた。牧野養蠶は、昭和二十六年三月末において、北海道及び内地では比較的牧野の少ない十数府県の集

決定された面積は、四月二十日、農林省告示第七十四號で告示された。北海道（六十八区域）は五月十二日、他の十七縣は六月八日の中央農地委員会特別委員会の承認をうけて、それぞれ地帯別の面積を定めた。その状況は、前頁の表の通りである。

尚、中央農地委員会で決定された面積に對し、仙臺農地事務局長より、二十三年四月六日の管内農地部會議の決議に基き、「適宜にして償還に即せず、牧野解放の責をあげることは不可能につき本案を再検討せられたい旨」強く要望あり。依つて復査を願ひたいと、農林省農政局長及び畜産局長宛に打電し、これに對し、本省からは中央農地委員会の意見を尊重し、既定の保有面積を運び届回答していることを附記しておく。

I. 當初の牧野解放見込面積(20萬町歩)推定の基礎(畜産局)

北海道	府	縣	町	面積
			166,000	
			150,000	
			18,500	
			17,000 (30ヶ所)	
			1,500 (13ヶ所)	
			31,500	
			100,000	

II. 牧野調査規則に基く牧野面積及び解放見込面積 (29年2月1日現在、農地委員会の調査に係るもの)

全	國	北	海	道	岩	手	秋	田
946,848	183,897	262,908	122,897					
300,035	76,116	47,982	18,781					
921,740	97,519	36,253	62,745					
925,073	10,262	178,673	41,371					
334,116	165,200	62,889	5,523					
155,146	90,650	9,967	5,223					
178,970	74,550	52,922	300					

* 22.7.16 附三農地第345號、農林省農地部長照會による調査（「農地改革資料」第47號、2頁参照）
 府縣別は「農地」第54.55合併調 15-16頁を基とす。
 「調査法」の記載による「牧野」である。従つて、肥料用牧草地を含むものである。國有林野内の利用面積も含まれる。殖牧林は含まれていない。

協會調査の数字とを平均して用いた。一戸當平均面積の算出にも、牧野利用農家戸數が把握できぬまま、全農家戸數を用いている。算出方式は、こうして計算した農家一戸當牧野面積に比例しつゝ、平均が二町歩(20,000坪)となる面積を求め、これに農地の三號面積に相當する面積を加算したものを以て、牧野の三號面積とする第一案とし、農家戸數の農地十牧野の面積を計算し、その面積に比例しつゝ平均が五町歩となる面積を牧野の三號面積とする第二案の順案を中央農地委

員會に提出し、委員會において第一案が採用されている。【三三】
 委員會では、委員から、宮城の六町歩に對し岩手の二十三町歩と著しい差があるが、果して、岩手縣でそういう『農民的な牧野經營』が行われているのかと、突込まれており、幹事(畜産局長)から、それは各縣内でその牧野の分布状況に應じた敷地帯に分けて定めることによつて實情に合せることができると答へておられる。委員會はなるべく地帯區分をするよう附帯決議した。【三三】

附三農地第40條の2、第1項第3號の面積及び同條第2項の區域別面積(29年6月8日現在)

都道府縣	中央農地委員會決定面積(町)	區、域別承認面積(町)
北海道	20.0	(68區)最高40.0、最低1.5
青森	12.8	—
岩手	23.9	—
宮城	6.3	—
秋田	14.0	—
山形	6.6	—
福島	8.4	—
茨城	4.3	4.8, 4.4, 4.3, 4.0, 3.8, 3.1
栃木	4.9	18.3, 6.0, 4.7, 4.4, 3.9, 3.5, 3.0
群馬	4.4	8.8, 6.0, 4.4, 3.8, 3.4, 3.3, 2.7, 2.2
埼玉	3.3	—
千葉	3.9	4.4, 4.3, 3.7, 3.5, 3.3, 3.1, 2.6, 2.5, 2.3
東京	2.5	—
神奈川	2.6	—
新潟	4.2	—
富山	4.0	—
石川	3.0	—
福井	3.0	—
山梨	3.3	5.3, 4.3, 3.9, 2.6, 2.4
長野	5.0	—
岐阜	5.7	—
静岡	2.6	3.3, 2.3, 1.9, 1.8, 1.7, 1.6
愛知	2.7	—
三重	2.7	—
滋賀	3.0	—
京都	2.5	—
大阪	2.2	—
兵庫	3.1	5.0, 3.1, 2.3
和歌山	2.3	—
奈良	2.2	—
鳥取	6.6	7.1, 5.9
島根	5.7	(95區)最高31.6、最低2.2
岡山	5.7	—
廣島	3.8	6.4, 4.2, 3.0, 1.8
山口	3.3	—
徳島	2.9	3.9, 2.5, 2.3
香川	2.3	—
愛媛	2.5	2.5, 2.3, 2.1
高松	2.8	—
岡山	3.1	—
佐賀	4.5	—
熊本	3.1	3.9, 3.4, 2.9, 2.6, 2.4, 2.1
大分	7.0	12.7, 11.2, 5.8, 3.1, 2.6
宮崎	6.4	10.1, 8.4, 7.4, 7.1, 6.8, 6.4, 4.8, 4.4, 4.1, 3.3, 2.7, 2.1
鹿児島	5.0	8.0, 6.0, 4.5, 4.0, 3.0
沖縄	3.5	5.2, 2.9, 2.5

の「二百町歩」と同様、机上計算によるものであるが、農地の場合と異なり、牧野解放決定までの経緯から後日に調整を要さぬよう、極めて内輪に見積られている【(三)】。

牧野調査の申告に基く農地委員会の牧野解放見込面積の報告は、別表【(三)】の通りである。これは、「農地解放」の際の所謂暫初解放見込面積程度の意義しか與えられない数字であろう。

牧野の面積、特にその解放見込面積は「牧野」の定義の仕方如何によつて、著しく相違するものである。

(三) 運用
(1) 牧野の定義

(1) 従来、「牧野」とは、牧野法にみる如く、家畜の生産、飼育のために放牧又は採草の目的に供せられる土地という概念であつた。牧野解放における「牧野」も、放牧地・採草地に大別されるが、

(A) 採草地には、『家畜の飼育と無関係な自給肥料の採草地』も入る【(三)】。この點では一般の概念よりも廣い。これに関連して、カキ列揚は「牧野」なりや否やが問題となつた【(三)】。

(B) 家畜の放牧採草に利用されている土地であつても、『植林の目的その他家畜の放牧及び採草以外の目的に主として供されている土地』は除かれる【(三)】。この意味では、牧野法の牧野の概念よりも狭い。開拓行政と林野行政との關係に幾多のトラブルのあつた當時の狀况において、解放の対象となる「牧野」と、「山林」との限界を明確にして置くことが、最先決要件であつた。この問題は、後述する

優秀な民間大牧場の買収除外指定をめぐる問題と共に、牧野解放事務運営上の最大難問であつた。

この問題の出発點において、「山林」と「牧野」の限界に明確な一線を引くため長期的な基準を設けることとなり、その検討は主として畜産局と林野廳【(三)】との間において行われたが、樹冠の疎密度(鬱閉度)〇・四以下の土地を牧野とするという畜産局側の主張に對して、〇・三未満とすべしとの林野廳側の主張が通り、〇・三以上の土地は原則的に「林地」とし、これに該当する植林地・天然更新造林地・混牧林、及び、これに該当した樹林伐採地・山火跡地などは、牧野でない事と協定、二十三年四月二十八日、農林次官名で通達された。曰く、『家畜の放牧又は採草の目的に供せられている土地で林木育成を主たる目的とせず、且つ、樹冠の疎密度〇・三未満のものは牧野である。混牧林、自然生雜木林等が牧野であるか否かはこの標準によつて處理されたい』と【(三)】。この樹冠の疎密度〇・三と云ふのは、牧野に関する殆ど唯一の試験研究とも云うべき、林業試験場高萩試験地の一畝一樹冠の疎密度〇・三、〇・四、〇・二の庇陰區と無庇陰區の比較試験の結果として、〇・三の區域が最もよいという一が、その根據であつた【(三)】。

この決定に對しては、北海道・東北等に北海道から、激しい反響があつた。北海道では、牧野總面積三四六、九五〇町歩のうち、鬱閉度〇・三以内のものは二八二、八九七町歩(五三%)であるといふ【(三)】。殊に、牧野解放問題の發端をなした根釧地帯

の放牧地の大部分を占める混牧林は、「牧野」ではないこととなり、これらの地帯での牧野解放の意味は殆どなくなる。一例をあげれば、丁牧場は、農地と「牧野」合せて五十町歩に對し混牧林約十町歩という構成である。

(2) このような矛盾をはらんだまま、二十三年七月二日、十月二日、十二月二日の三回の買収期を迎えた後、十二月下旬に至り、たまたま後述の民間牧場指定の問題が最高潮に達したのと時を同じくして、「牧野」の定義再検討の可能性がNRS農業課の係官から農地部に示唆され、林野廳・畜産局と農地部の間で再検討の結果、『従来の定義は林地との關係で地域により實情に合はず牧野解放の趣旨が徹底しない場合もあつたので』これを次の如く一部變更することとなり、二十四年一月二十一日、農林次官名で通達された【(三)】。

『家畜の放牧又は採草の用に供され、且つ、一般的に林木育成を主たる目的としているか否か不明な場合にあつても、樹冠の疎密度〇・三以上の土地は一般的に云つて林地とする。』

然し、林木育成を主たる目的としているか否か不明の場合に、疎密度〇・三で一律に決定することは實情により不適當な場合もあつたので、家畜の糞が年間二〇日以上放牧され、又は年間乾草にして反當三〇畝以上の採草が行われている土地についてはこれを牧野と認める。但し、右の場合の面積は、放牧地にあつては家畜一頭當りの所定面積三町歩以下(土種、氣候條件の劣つてい所では家畜二頭以上を待たない)に放牧頭数を乘じたものでなければならず、採草地にあつては飼料用に供する場合は家畜の全飼料に必要所定量を反當り量(採草乾草三〇畝以上であること)で除したもので、肥料用に供する

場合は該放牧地を利用しておるものの總養量(糞反當三〇畝程度)を乘じ、それを産養量(乾草として三〇畝以上である)と除したものの四分の一でなければならぬ。』

即ち、疎密度〇・三の原則は一應動かさぬが、「林木育成」が主が、「放牧・採草」が主か不明のものについての判断の基準は疎密度にとられず、放牧採草の利用度によることに發展させたもので、議論の立て方が前回に出し差かに精確となつてい【(三)】。

この新定義に關しては、更に具體的取扱の細目について、二十四年一月二十三日、三局長連名の通達が出されている【(三)】。

この定義改正による解放見込面積の増加は約十萬町歩、内北海道が七萬町歩を占めると見積られた。北海道根釧地帯では、後述するよう【(三)】に、牧場區域を「防務保安林」に編入するという新たな動きを不ずに至つた。

(3) 昭和二十五年九月十四日に至り、再び、牧野の定義の運用に關して、今回は『森林法との關聯において林木育成の目的に主として供しているか否かの認定』の基準を選擇して【(三)】。森林法の規定による施業案が編成され、實行されている區域、都道府縣編成計畫の都合で施業案の編成が遅延しているが前に準ずる區域、保安林編入區域で保安質額のあるもの土地は、「林木育成の目的に主として供されているもの」と認める、但し、前述二十四年一月二十一日附の農林次官通達の基準に該當するものは、當該通達の趣により牧野として處理する、との趣旨である。

この運達が出されるまでには、既に二十三年七月末、先ず農地部側から二十三年四月二十八日の次官運達の運用に関連して「林木育成の目的に供する土地」の範囲を明確にしようとする案が出されているが、決定までに至らなかつた。二十四年一月二十一日の次官運達が出されるや、林業者、畜産業者の側からこれに反撥する動きもあらわれ、今度は林野廳側より、再三、牧野買収行き過ぎの是正のため「林木育成目的」の明確化の要求があり、主として、施業案に準據する施業の有ることを条件とするか否かをめぐつて、二十四年六月頃より、断續一年以上論議された結果右の如く決定されたものである。

註1 英文上は茶刈場、カヤ刈場も「採草地」となる。然し、營農に用いられる部分も少なく、主として製糖用、海苔用、海岸防風用、燃料用、家庭用品、厩糞堆用等に使用されるもの多し現況から、カヤ刈場をすべて「牧野」とみなして開放の對象とすることは、本旨でないとして、「飼料用」以外の目的のみ供されておるときは自作農創設特別措置法の規定の趣旨から見て第二條にいう牧野ではない。この解釋を通過した(註九)カヤ刈場、茶刈場の面積は、昭和六年の山林局の調査によるから、全國で約九十二萬町歩と云われ、長野縣で、カヤ刈場の買収をめぐつて紛争が起り、遂に農林省から縣官が現地において折衝調停(註一〇を買収)を行つたという事件があつた。

註2 疎密度(樹陰度)というのは、林業用語で、樹冠の垂直投影面積と林地面積との比率であり、樹冠の疎密度をあらわす。樹冠の疎密度は、草生に影響を及ぼすので、樹冠の疎密度が調議されたのである。

註3 農地部は、北海道農林部、青森縣農林局、林業試験場の文獻をあげ、北海道の牧野施業案の指導は、樹冠の疎密度〇・七五としておるのであるから、その後の手入の強弱を考慮にいれば、〇・八五程度迄の土地で放牧採草を行つてゐるものは牧野として取扱ふことは不當と云えないと主張し、積戸、疎密度に拘らず實情に即して取扱ふ途を開く

ことに着目した。

次官運達中の数字の基礎。年間放牧日數一〇〇日は放牧家畜の平均放牧日數で畜産局の資料。牧草三〇貫は林業試験場の資料と農事試験場の資料の平均。堆肥所要量三五〇貫は農政局農産課において、反響堆肥消費状況に基づき算出したもの。畜養一頭歩三町歩は、日本の最優等牧場でも一頭歩二町二反、最高限度四十町歩決定の基礎は一頭歩四町歩を標準としてゐるから、その中間をとつたもの。北海道の大町歩は、混牧林になると、澁・澁・澁地等が多く五種は使用に堪えないから四町歩の五割増としたもの。

肥田用採草地で四分の一を乗ずるのは、堆肥原料は採草地からばかりでなく農地からも求められるので半々に得ているものとし、更に草生で堆肥をつくる場合、乾草堆の二倍の堆肥の製造が可能であるところからである。

この次官運達に依つて行つた面積の計算は、その土地の主たる使用目的を判定する手段として行つたものであるから、これに依つて得た畜養頭數の面積、農地一反當りの放牧の面積を以て直ちに開拓地における附帯地面積の決定、或いは農地開墾法による使用權設定の際に準用し得るものと誤解することのない様特に關係方面の指導に留意されたい。

註4 北海道東海岸十勝支庁管内釧路村より根室支庁管内釧路村に及ぶ太平洋、オホーツク海岸岸で、幅約二町(四軒(特殊地帯では十軒に及ぶ所もある)の地帯、面積にして約三萬三千町歩を、昭和二十四年三月二十四日、四月二十九日の二回に亘り、北海道知事は森林法第十四條の規定により防風、防潮の目的を以て採草地に編入した。この區域内には、後述の一五九民間牧場の中の二〇牧場を始め、多くの牧場區域が含まれてゐる主要農業地帯であり、北海道農地部では、この區域の中に、約二萬一千町歩の「牧野」(二十四年一月二十一日運達の定案による)が含まれてゐると推定してゐる。この地帯は概ねカシワを主とする闊葉樹林で、牧野の草生を維持するために必須のものであるが、林業の阻害は殆どないといわれる。昭和二十二年十月頃より、未熟地開放が活発化する

買収除外一時に民間牧場指定
(1) 買収除外 牧野解放の場合の「買収除外」の範疇は、(一)公用、公用牧野、(二)共同利用牧野、(三)試験研究用牧野、(四)農林大臣の指定牧野、(五)一時貸借中の小作牧野である(註一四)。 (一)は、都道府縣

及び市町村有牧野で公公用、公用のものに限定された。(二)は、共同利用の共有牧野を除外せんとする原案が、市町村有、部落(註一五)有又は農協協同組合有の牧野で、共同利用者一人當りの利用面積が保有限度をこえぬ範圍内となつた。

(4) 公公用、公用牧野(註一六) 二十三年三月一日、地方廳に運達して指定すべきものを申請させた(註一七)有料たると無償たるを問はず、受益者の範圍が限定されないものは、「公公用」とされる。地方自治法第十條の規定による住民權による使用も亦「公公用」とされた(註一八、註一九)公用三八件、五〇一〇町、公公用一四一件、七二、七四三町歩が、二十五年三月二十五日農林省告示第七十一號で指定された。

自作農創設特別措置法第40條の3 第一號の指定状況

	全 國		内	
	件 數	面積(町)	北海道	岩 手
公 用	38		—	5
公 共	141		75	32
公 共	56		—	17
公 共	436		160	196
放牧地	4,088		—	2,671
採草地	922		—	332
計	5,010		—	3,003
放牧地	57,808		41,812	6,848
採草地	14,935		877	9,012
計	72,743		42,689	15,860

(4) 共同利用牧野(註二〇) 牧野には共同利用形態のものが種

めて多い【三三三】。共同利用のものを強いて個人に分割する必要があるまいと云うのが、當初からの農林省の考えであつた。「共同利用」の認定は、定款、規約、申合せ、公租公課の負擔方法の如何に拘らず、利用配分、分配方法の實態によつて行ふものとし、圖面或は標識によつて個人の利用區分の明確なもの以外は、總て共同利用と看做された【三三三】。本號による買収除外は極めて多かつたと思われる。牧野の分割による利用の集約化を旗印とした牧野解放が、かゝる形態の利用慣行に觸れることを避けて通つたこと是非はともかく、この複雑な慣行に真正面から取り組む準備がなかつたのが、内情であつたと思われる。「牧野解放」は、入會權解消の要望に對して、何等積極的な援助をなしなかつたが、青森縣中津輕郡標野村の如く、三十一ヶ町村共有の共同利用一帯時代よりの慣行による「牧野」の買収による個人分割が、關係入會權者全員から入會權解消の同意を得ることに遂に成功して行われ【三三三】たという例もある。他に、數ヶ町村の共同利用のものが、買収を利用して町村單位に分割されたものは相當にある。

註 昭和二十四年三月二十四日の「東奥日報」は、「入會牧野に曙光」と題して次の如く報じている。要文をいとも引用することを許されたい。
『その昔、農民は定められた朝に若木山麓に集りドンドロンという大鼓を合圖に叩き、先を争つて馬車を刈進み自ら刈つた分を持歸つていたが、賤ずくで奪取されるが多かつたため馬の頭數により部落ごとに限區域が定められた。これが入會權の始まりで地元の出繼代は總數制限をもつて山の大きさを維持するため山下（入會部落）から野火番を買取つて税金に努め、馬糞（まごき）料を受けて部落間の不正を監督したり

道修繕料、地租など一括負擔分を按分して徴収し、山下には二百十日前後各十日間の入山（草刈定日）を許し、地元民はその期間を除き自由に泥灰、灌木、雑草の採取を認め、時代は變つたが慣行は守られて來た。

明治八年の土地臺帳によれば、標野村内に入會關係地（共有權の性質をもつた土地）は大牛貝澤邊邊地區の十五ヶ村大牛貝澤、四百十二町餘反をほじめ大森山麓（三三三町）風露邊邊（二六一町）十區邊邊（三五七町）十區内邊邊（三三五町）大森草邊（四三四町）十區内邊邊（二二七町）など二千七百餘町歩であるが、實測面積は約四千町歩といわれ、約六十文字格で千坪に達し、富士山麓とともに日本の代表的入會地となつてゐる。

なかでも貝澤邊邊と大森山麓地區七三三十五町歩（實測約千町歩）は複雑で六百坪にも達し、共有地のため手入をしないこと山は採草地に灌木が廣がり手をつりられないことから、さしも隣人牧野も利用率は落ちて昭和二十二年に標野副知事が觀察したさい「噴しいことだ」と感嘆を顯らしたほどであつた。個人所有になれば紛争もなくなり、ナモシーヤクローパーをまいて採草地を少くし他は開發出来る……これが動機になりこれまで地元の見解で立消えになつて來た入會權解消問題も手を吹き返し、逆に地元が積極になり昨春標野農地委員會は、時政による實測を村會にはかり察せられなかつたが、大森、貝澤部落から須藤次太郎氏ほか二十一名の代表が農地改革の一環としてこのさい解消しようとして山下部落代表と折衝する一方、實測から牧野買収渡計畫作成までの経費約二十萬圓を殺して昨年暮から最近まで一帯に十五部落中十四部落の承諾を得たのである。

またかつて大森院で數年間争つて以來巨額を合つていた隣村石渡とも交渉決裂をくり返したが二十六日になつて風潮解決の曙光が見え出して來たのであつた。

それによれば山下部落はこれまでの入會地面積の三四割を標野村に渡し、新たに得た採草地を個人に分割するのど、今後は年中八山が自由なばかりでなく一部をロングランにするとも自由となるので、入會者は雪消えとともに自分の土地を徹底的に手入しようと思氣込んでいる。そして部落近くへ土地を得たので各戸に分割し、うち三町歩は標をめぐら

した公團として入會權圓滿解消の記念碑を立て、毎年草刈前後にここでむつまじく會合して農事研究会や民談大會、馬力大會を開こうと計畫している。

入會地解消の法規のない現在この成功は他に大きな影響を興えるが、農團法による所有權の移轉で部落に分割するが、今回のように自作農制設法により個人に分割するか、ようやく批判の聲も擧つており民主化の現状から共有より個人所有をよとして今後が注目されている』

(2) 指定民間牧場【三三三】

(一)「牧野解放」の規定が挿入されるまで、民間牧場にとつての關心事は主として「未墾地買収」にあつた。民間牧場は農地、牧野、山林等によつて組織されている。農地は概ね「經營適正」と看做されて買収の對象とはならなかつたが、未墾地買収の對象となつたため、牧畜業者はその防衛に努力を傾けた。『産業用畜畜としてよりはむしろ軍用畜畜として……手厚い國家の保護助成をうける』【三三三】。ことができなくなつた馬産家にとつて、山林は經營の赤字を填める重要な収入源であつたのである。昭和二十二年五月十五日、農林省畜産、開拓、農政三局長の共同通達は、次の通り「牧場經營の保續に適切な方途を講ずる」ことを指示している【三三三】。

(1) 牧場の區域である農地について

① 巨匠農地について、その耕作機械の運搬が困難となる場合においては……牧場の畜畜性、牧場耕作の特殊性等を勘案して適正な分割をなすしめるよう指導すること』

② 小作地を解放するときは、『爾後の牧場の經營に支障を來さないよう、特に創設された自作農の獨立商品生産者としての立場を尊重し、且つ、従前

の小作契約にもとづく困難にたわすに、飼料の供給等に関する契約を簡便に締結することは差し支えないこと』

(1)「牧場の區域を未墾地として開拓の對象と考へる場合は、……その經營に支障を來さないよう指導すること』

これら大牧場に對する農林省の評價は、小規模の養畜農家においては殆ど不可能な種畜の生産供給をなす公的施設（種畜牧場、種畜場）の供給力の不足を補うものであるといふにある。

「牧野解放」の方針決定後、二十二年十一月十七日には、改正法律によつて、民間牧野の優秀なものは農林大臣の指定により買収除外指定され、「未墾地買収」を阻止されることを豫想して、『その改正前にこれ等の優秀牧野を對象として取急ぎ（未墾地）買収しようとする計畫が一部において樹立せられてあるやに傳へられてある』として、再び三局長連名にて、前述五月十五日通達の趣旨の履行方を通達し【三三三】、更に畜産、開拓兩局長連名で、指定せんとする民間優秀牧場の概念を通達、該當牧場の選定、報告を求めている【三三三】。

(2) 牧野解放の立法過程において、農林省、特に畜産局は「指定牧場」の制度の運用に希望をかけた。『未墾地買収』に對する防波堤ともなり、一石二鳥であると期待された。然し、その内容を規定する省令案についてNRSとの交渉がまとまらず、単に手續のみを規定【三三三】したことは前に述べた。畜産局と都道府縣畜産主務課は昭和二十三年の二月から三月にかけて現地調査を行い措置法第四十條の三第四號の指定のため一九九牧場【三三三】を選定し、これらの

牧場について、(一)北海道所在の牧野は最高一六〇町歩迄の保有を認めること、(二)買収された残餘地を一括して經營する目的で精成される農業協同組合に買渡すことを中心としてNRSとの接觸が行われたが、五月四日、NRSより、『農林大臣より特殊取扱につき推薦ありたる巨五十九牧場の處置』について、次の決定の通告を受けた。

- 一、農地改革計畫上、特殊取扱につき農林大臣より推薦ありたる巨五十九牧場の買収につきましては、次の標準が適用されることと決定せり。
 - イ、法人として、その主たる目的の達成に農地を確保し得る如きもの所有する牧場は買収すべし。
 - ロ、不在地主の所有にかかる牧場は買収すべし。
 - ハ、右イ、及ロ、に含まれるものの外、農家牧場、四〇町歩を超える部分は買収すべし。
 - ニ、右牧場用地の中競走馬生産に用いられてゐる部分は買収すべし。
- 二、尚、前第一節により買収した土地は、以下、イ、ロ、又はハの計畫により買渡すべし。
 - イ、農地改革法による一定の土地処分手続により個人を養ふ。
 - ロ、買収した土地又はそれに附随する農業施設の全部又は一部は、その土地を經營する目的の爲に精成されたる農業協同組合に買渡すことを得。但し、この土地の全面積は、個々の組合員の持ち得る土地の合計面積より多くならざらば。
 - ハ、前記第一節イ、及ロ、により買収した牧場については農林大臣の定める四〇町歩を超えない範圍で、附隨する農業施設と共に一人の農業者に買渡すことを得。但し、それ等土地の殘餘は、その地域につき定められた標準保有面積に従ひ他の個人農業者に買渡すべし。
- 三、前記第一節により買収した土地及農業施設は自作農創設特別措置法第四十

節に終るであろう。と、當時ある視察者は観測している。

前記五月二十九日の農林次官通達が発せられた後間もなく、牧野解放の法律の「不備」、即ち、農地解放の場合は保有限度を超えても「適正」なものも例外を認める途が窺はれているが、牧野解放の場合には、如何に優秀な畜産經營であつても保有限度を超えるときは無條件で切られることになつてゐる點―當初よりの問題點であつたが―について、『關係方面で議論が起り』〔農地改革二二頁〕、經營の優秀な牧場については、保有限度を超えての保有を認める途をひらく趣旨で法令の再検討をなすことが許された。その結果は、懸案の第四十條の三第四號の農林大臣の買収除外指定の運用によつて、農地解放の場合の規定と歩調を揃えることとなり、二十三年九月九日、農林省令第八十三號によつて、自作農創設特別措置法施行規則の一部改正（農林大臣の買収除外指定を規定した施行規則第二十八條の三の全文改正、その他）が行われ、二十三年九月十日、その取扱方針について通達された〔農地改革二二頁〕。これに伴つて、一五九の民間牧場の最終處分も、延期され、四十町歩を超える保有を認めることの可否について、再調査されることとなつた。

右の省令に規定された主な内容は次の通り。

(一) 措置法第四十條の三第四號の買収除外指定をうける資格要件―個人の經營の場合には實際牧野を効率的に經營の牧場若しくは養草の目的に供するに充分な自營勢力を有している場合又は養牛牧場を分割することに因つてその生産の減退が必至であると認められる場合、法人その他の團體經營の場合には、畜

一係により、開發及個人農家への分割は、以前の所有者に賣出すことを得。』この通告に基づき、二十三年五月二十九日、農林次官通達が発せられた〔農地改革二二頁、民間牧場の取扱二二頁〕。その中で、『個人が農地及び牧野を所有し、經營しているが、その住所が遠隔の地にあり、且つ、自ら耕作又は養畜に従事していない……者の所有する農地及び牧野は保有面積も含めてすべて買収できる機近き法律を改正する』と述べているが、これは第二國會に提出された改正法案の中に含まれており、締結未了となつたまゝである。買渡については、『従前の所有者に對し……四十町歩の農地及び牧野の保有を認め他の部分を買収し、買収した土地を牧場經營のために一括して農業協同組合に買渡すと云う方式は許されない。農業協同組合が牧場經營を行うためには、従前の所有者から全部の農地及び牧野を買収し、これを農業協同組合に買渡す以外に途はない』〔農地改革二二頁〕。

(3) この通達を受けて、牧場のあるものは「協同組合」標準を、あるものは分割標準をとりつゝ對策を講じた。前に述べたように、北海道の將創地帯の馬産經營にとつては「現牧場の中に點在する濕地を若干買収して、その處置に困難する可能性が多」く、又、町村農場によつて代表される北海道酪農地帯の優秀牧場にとつては、四十町歩の限度は致命的であるが、經營の分割は誰からも希望されず結局「買収後近親や従業員に買渡すか、農業協同組合に買渡すか、いずれかの方法によつては、従前の經營を維持する」ことになるであらう。かくて、民間牧場の「解體」は、畜産の進歩に役立つことの少ない一個の茶番

談話を御することになつて生産の減退が必至であると認められ、且つ、その養畜の牧又は養草の業務が法人その他の團體の主たる業務の運営に於くこのできないものもある場合。

(二) 措置法―農林大臣の指定権限を知事に委任する。知事は「牧野協同組合」の責に基いて指定を行う。但し、四十町歩を超える牧野の指定は、豫め農林大臣の承認を必要とする事によつて、併せてNRSの主要の監視をうける。

省令に基き、農林大臣宛の承認申請について、個別に、その經營内容を審査し、所要面積を計算して、二十三年十月末、農林省は岩手縣小岩井農場外三八の養牛牧場を選定、NRSに提出したが、NRSでは、二十三年五月二十九日通達にある一五九牧場以外は再検討の對象としない方針であつた。然し、一五九牧場のうち五七牧場は四〇町歩未満であり、府縣知事取りで指定ができることになつたので、これを除く一〇二牧場のリストをNRSに提出した〔農地改革二二頁〕。これは牧場内の農地には纏て飼料作物を作付し、牧野は本邦標準生産量を確保するものとし、その飼料價値を重量質量によつて計算して保有を認むべき面積を算定したものであるが、更にNRSで、『天然資源局員は此等の牧場を検討した結果』〔農地改革二二頁、NRS調査報告書二二頁〕の結論として、依り、『一般農場と同様に農地改革法の適用を受くべし』とされた。その理由とするところは、『検討された牧場の大部分は馬の養殖を目的とし、品種改良を目的としていない』、『牧場の土地生産力の増進は殆ど閉鎖されている』等である。そして、競走馬以外の家畜の生産に従事しており、本格的な品種改良を行つるものであり、土地が効

率的に利用されており、而も、品種改良の諸目標實現のため四十町歩を超える土地を必要とする經營單位のものであることが立證された場合に限つて、四十町歩を超える保有は許可されるものであるとの方針が明示された。尙、このステートメントは、『一部箇所を買収された六牧場の所有者は、農地改革の趣旨に従つて牧場を運営するに必要である場合に限り、政府の小作人として、三年以内に限り當該買収箇所を占有して差支えない』ことも明らかにした。

このステートメントに對し、農林省は二十四年四月二十二日、五七牧場は四十町歩未満であるので知事限りで處理済、残る二〇二牧場中二八牧場は尙検討のため保留を要請、それ以外の七四牧場については直ちに買収するが、『現在の所有者にこの措置により認められた保有面積に合理的に移行する餘裕を興えるため三年以内の期限で政府の小作人として專用させ、三年の期間經過後も買受希望者のないときは、引續き小作を繼續させる旨を回答し、同時にこの方針を各都道府縣知事に對しても農林次官名で依命運達した(二〇二)』。二十四年五月二十六日、『業者が急激な家畜の散逸を圖り、家畜の生産牧場の經營並びに家畜取引等に混亂を生じないよう』指導すべき旨を指示し、

三年以内貸付の取扱細目を運達した(二五五)。

保留中の二八牧場については、二十五年三月十四日、小岩井農場外二十一牧場が、四十町歩を超える保有をNRSによつて承認され、その旨、農林次官から依命運達された。これらの牧場についても、保有を認められなかつた部分の處理については、他の民間牧場の場合と同じである(二五五)。

この間、四十町歩以内であるため都道府縣知事限りで指定されたのは、五〇六件(二五五)であつた。長野縣に特に件數が多いのは、保有限度面積の決定が實際に副わなかつたのを是正したものである。

(附記) 戦中の種馬所、軍馬種繁殖、昭和十二年五月二十五の「種畜牧場」に切替られたが、二十三年二月十四日、總司令部畜産課局長より農林次官宛に、その整理が勸告され、二十四、二十五兩年に亘り、八場・五五場は廢止され、又、存置牧場についても、土地の利用効率を高め、保有面積は必要最小限度に止める方針で、廢餘の土地を併合、廢前の總面積四三、五〇一町歩の六三%が整理される(二五五)ことになる。整理した面積は、地

24年4月22日、農林大臣より再検討のため處分保留をNRSに申請した28牧場の概況

所	在	牧場			面積		計	保有面積	飼育頭數		保有面積
		農地	牧野	混牧林	馬	牛					
岩手縣	岩手郡	776,7012	360,6117	68,6824	1,206,0023	1,066,0000	153	215	775,0000	可歩	775,0000
群馬縣	北甘樂郡	10,2217	89,4216	—	99,6503	99,6503	13	64	99,6503	可歩	99,6503
北海道	山越郡	65,2000	49,3909	15,0000	129,5909	114,5909	7	85	112,2900	可歩	112,2900
〃	〃	45,0000	23,0000	—	68,0000	68,0000	12	60	81,2522	可歩	81,2522
〃	岩内郡	14,4000	202,6000	—	217,0000	217,0000	8	44	—	可歩	—
〃	石狩郡	152,8924	107,7023	—	260,6017	260,6017	14	98	260,6017	可歩	260,6017
〃	札幌郡	56,9000	25,5000	—	82,4000	82,4000	13	79	82,3507	可歩	82,3507
〃	〃	94,5023	1,6000	—	96,1023	61,1023	8	43	61,1023	可歩	61,1023
〃	有珠郡	96,0608	53,9422	—	90,0100	90,0100	43	45	85,6605	可歩	85,6605
〃	勇拂郡	30,0000	13,0000	10,0000	53,0000	53,0000	6	18	53,0000	可歩	53,0000
〃	中川郡	209,5900	135,0000	—	344,5900	344,5900	105	78	344,5900	可歩	344,5900
〃	〃	27,3120	189,7000	26,9601	243,9721	143,2721	37	21	72,8907	可歩	72,8907
〃	十勝郡	40,0000	20,0000	906,0000	966,0000	966,0000	88	10	238,2520	可歩	238,2520
〃	白糠郡	20,6200	86,6625	19,3800	126,6625	126,6625	93	3	238,7100	可歩	238,7100
〃	〃	18,0000	217,0506	22,0000	257,0506	257,0506	50	16	132,0000	可歩	132,0000
〃	〃	12,0000	191,9429	28,0000	231,9429	231,9429	88	2	231,9429	可歩	231,9429
〃	阿寒郡	22,9116	92,1000	17,0814	132,1000	132,1000	63	4	129,1000	可歩	129,1000
〃	釧路郡	32,4208	109,7608	7,5722	149,7608	149,7608	62	9	82,9007	可歩	82,9007
〃	〃	95,1720	2,6020	7,4300	45,2110	45,2110	85	—	46,5519	可歩	46,5519
〃	〃	29,8409	52,2009	10,1521	92,2009	92,2009	88	52	91,0509	可歩	91,0509
〃	根室郡	161,0000	652,3100	—	813,3100	718,6000	67	85	508,0000	可歩	508,0000
〃	〃	29,9007	165,7128	10,5207	205,5412	205,5412	12	54	220,3224	可歩	220,3224
〃	〃	27,5000	490,8812	272,7000	791,0812	518,3812	20	101	—	可歩	—
〃	〃	7,5000	71,7000	32,5000	111,7000	111,7000	58	4	—	可歩	—
〃	〃	5,0000	157,8000	87,2000	250,0000	144,6000	40	1	—	可歩	—
〃	〃	15,8000	44,5525	24,2000	84,5525	84,5525	70	4	—	可歩	—
〃	〃	24,6003	98,4805	15,3927	138,4805	138,4805	64	4	—	可歩	—
〃	〃	30,0000	56,0000	10,0000	96,0000	96,0000	66	—	—	可歩	—
合		2,030,4117	3,760,6814	990,7926	6,781,8927	6,018,3804	1,433	1,199	3,986,5312		3,986,5312

増大がみられた。二十四年四月二十二日には、一五九民間牧場のうち、二八牧場を残してその処理方針が決定し、残る二八牧場は二十五年三月十四日に保有面積が決定した。かくて、昭和二十四年末の買収面積は北海道一九四、八八七町歩、内地二二三、三九二町歩、合計三二七、二七八町歩に達した。牧野解放の規定は漸く普及徹底した。二十五年一月十六日、林野廳から農地局宛、末端機關においては、牧野の定義を逸脱して『土地或は立木獲得をその目的とする向も少ない』として、北海道林業再建同志會、北海道森林組合連合會、農林會よりの陳情を擧げて調査、是正方申入れがあつた(三五、三六、三七、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)。問題のケースは主として措置法第四十條の二第四項第五號の規定、即ち、『牧野で所有権その他の権原に基きこれを濫奪の放牧又は採草の目的に供することのできる者が現に當該目的に供してないもの』は買収できるという規定の適用であることが判明した。この規定が廣義に解釋、適用されることを防止するため、農地局長より北海道通知事宛『この規定により買収の対象となるべき牧野は樹冠の疎密度〇・三以下の何人も利用しない土地(四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)であつて、多量の資本或は勞働を投せずとも容易に家畜の放牧又は採草の目的に供しうるものでなければならぬ』と、その解釋を通達した(三五、三六、三七、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)。

昭和二十五年七月二日迄の買収累計は、三十五萬五千町歩。内北海道二十萬九千町歩。内地合計十四萬六千町歩弱のうち、一萬町歩以上の縣は岩手(二萬五千町歩)、島根(二萬二千町歩)、青森(一萬四千

前述のように牧野解放の事務が時日を費したので、賣渡についての事務指導は昭和二十三年九月頃迄始められなかつた。

自作農創設特別措置法第四十一條の規定は農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に賣渡すとして、同法施行令第三十條の規定において、同令第十七條の規定を適用し個人に賣渡すことが第一義とされ、省令は、當初定められなかつた。

農業に精進する見込のある者について、農林省は農地を政府から買い受けた者、大養畜一頭以上を所有し、飼養してゐる者及び中小家畜五頭以上を所有し飼養してゐる者等を農業に精進する見込のある者と認めた。中小家畜五頭は家畜の必要飼料は含有濃粉價によつて計算して大養畜一頭を中小家畜に換算したものである(四三)。

當初このように個人にしか賣渡できなかつたものを、前述の民間牧場關係の省令を改正する際施行規則第二十八條の八及び第二十八條の九の規定を設け團體賣渡の道を開いた。施行規則第二十八條の八の規定は、當初、市町村、農協協同組合その他農林大臣の指定する者と規定されたが、『農林大臣の指定する者については、運用上、前記一五九民間牧場の中の法人と、都道府縣に限定することとなり、これに伴つて、指定する者が承認するものと改正された(三五、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)。群馬縣、宮城縣、栃木縣の三縣が本條による農林大臣の承認を受けた。何れも縣營牧場として經營されている。

施行規則第二十八條の九の規定により個人分割不相償として農林大臣が承認したのは、二二七件、四四、七七〇町歩あり、今後林野廳より

第一節 経過

町歩)である。

その後、二十五年十二月二日買収には一萬餘町歩、二十六年三月二日買収には七千餘町歩を加えた。北海道には尙三萬町歩以上の買収未済があるとも云われるが、とにかく牧野解放は、民有牧野に關する限り、略行き止りに達したと思われる。

買収期別	全		内、北海道	
	法第40條の2の1の項の範囲に於ける	法第40條の2の2の項の範囲に於ける	法第40條の2の1の項の範囲に於ける	法第40條の2の2の項の範囲に於ける
昭和22年3月2日	39,411	39,411	33,891	33,891
昭和22年7月2日	12,008	31,384	7,486	25,938
昭和22年10月2日	6,625	62,188	3,023	36,580
昭和22年12月2日	55,563	5,447	6,496	6,496
昭和23年3月2日	45,945	13,677	—	2,216
昭和23年7月2日	9,454	22,292	—	10,003
昭和23年10月2日	19,617	20,559	1,806	5,625
昭和23年12月2日	15,373	47,254	2,537	41,748
昭和24年3月2日	43,138	39,111	1,349	32,395
昭和24年7月2日	36,342	2,769	31,046	5,814
昭和24年10月2日	19,162	3,489	5,512	8,735
昭和24年12月2日	9,326	2,122	7,828	3,910
昭和25年3月2日	8,487	2,502	3,108	802
昭和25年7月2日	5,750	1,437	4,710	599
昭和25年10月2日	281,513	92,020	163,737	218,595
果	—	—	—	—
管理換(26年3月)	—	20,565	—	13,341
管理換(31日迄)	—	—	—	—
合	—	394,098	—	231,936

(I) 牧野賣渡計畫の進行

牧野の所屬(後述)が行われれば、更に増加する見込である。

當初牧野解放は昭和二十三年末で終了する豫定であつたが、この時までの賣渡面積は未だ五萬町歩に過ぎず、賣渡の大部分は昭和二十四年以降に持越された。

賣渡については餘り大きな問題は多からなかつたが、一つの土地をめぐつて、市町村と農協協同組合とが對立したり、市町村と市町村、或は都道陸縣と市町村とが對立する等、團體間の對立が多かつた。

尙、賣渡については、昭和二十三年十一月十八日七の取扱方法を遲延しているが、賣渡面積については、最高を四十町歩と抑え、集約化が可能の場合には、更に減らすことができると、又、この場合にも買収の場合と同様競走馬の生産に用いる土地については尊重しない様にすること、等が主な内容である(三五、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)。

現在においては賣渡未済面積約六萬町歩であるが、この中約三萬町歩が北海道にある。北海道の分は、泥炭地、濠隙地等利用價値に乏しいものが多く、大部分が賣渡不能であると見込まれてゐる。

(II) 國有林野内の牧野の解放

國有林野内牧野解放の世論は、全國で約十九萬町歩の當該牧野の半ばに近い八萬町歩を占めるといふ岩手縣から、まきまこされた。昭和二十四年初めには、東北國有牧野開放推進協議會が組織された。既に民有農地や民有牧野の解放は終つたのであります。ところが、民有に先立って機械的な解放をなすべき國有牧野が、未だ解放になら

一八二一年九月十四日の「グーベルの、農民的諸関係のための勅令」(提議でのエンケル經營の確立)
 三目立命(二頁年)「右手の『地方的プロシア的』
 ○マルクス、エンケルス、共産黨宣言(二頁年)
 佛、ボナパルチスム(二頁一七頁)「破産の各制地所有農民の保守的部
 分」
 中、水田軍土地法(二頁年)、II天朝田賦制度「天下の土地は天下の人の
 耕作に歸す」
 露、農奴解放(二頁年)IIエンケル經濟とネトラポトキリカレラ
 (一八六二年二月十九日勅令、農奴解放宣言と同時に地主農奴解
 放、一八六三一年迄に御地農奴、國有地農奴の解放)
 ○マルクスの地代理論(差額地代、絕對地代)(二頁年)
 ○マルクスの『經濟學』(二頁年)
 米、奴隷解放(二頁年)II『純粹にロシア的』なネトラポトキの基礎
 (奴隷制度は初發(二頁年以降)から、後、耕作に典型的(二頁年一八
 年)。一八六三年一月一日、解放宣言)
 第一インク(二頁年)

○安藤傳州 經濟學(二頁年)
 天正九年(二頁年)、豊後縣の藤原田莊家、鐵師として去。一應木な土地の占據と經
 の經營
 元祿四年(二頁年)、佐賀の肥前田莊家、一後、飯茶用として數町歩の耕地所有
 寶永四年(二頁年)、瀨田の瀨田田莊家
 寶曆十二年(二頁年)、山形縣庄屋の本間家、年寄格、一、一〇〇町歩(二頁年)、一、三
 三町歩(二頁年)所有
 寛政二年(二頁年)、新潟縣の伊藤家、十三人衆、一應農園經營(二頁年開始)、私田
 七、〇〇〇町歩(二頁年)
 天保十五年(二頁年)、豊後縣の藤原家、大倉主、一、一〇町歩(二頁年)、一八町歩(二
 頁年)耕作。

一八六三 慶應 三、大政變(慶應一〇、二)

○マルクス 資本論 第一卷(二頁年)「日本は 純粹に封建的な土地所
 有組織」

II 資本主義的過程

世界的水準	脚 期	農地立法過程	勞働力組織化の過程
一八六八	明治一	農地的舊慣異期(明治元年乃 至十三年)	農民團體(明治元年迄(官事件))
一八七二	四	廢藩置縣	

五	六	七	九	十	十三	十四	十五	十七	十八	十九	二十二	二十三	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十五	
馬 カ ル ク ス の 地 代 理 論 に 依 る 地 代 理 の 理 論	地主的土地所有への昇進		西曆戰爭		藩制の消滅期(明治十年)	破産の恐慌	日本の主權確立	第一次資本主義恐慌	日清戰爭(明治二十年)	臺灣領有	日本地租制確立	第二次資本主義恐慌	臺灣領有	臺灣領有	臺灣領有	臺灣領有	臺灣領有	臺灣領有	臺灣領有
○カ ル ク ス の 地 代 理 論 に 依 る 地 代 理 の 理 論																			

地券發方規則(明治二年)	地租改正條例(明治三年)「地租は地價の百分の三、民費は本租の三 分の一」	北海道田兵養訓(明治三年)「農田經營繼續コナクシ屯田兵制發 使」大政宣布告「官民有區分」(同二年)	農實錄小作條例(明治六年)	減租の詔勅(明治二年)「地租は地價の百分の二五厘、民費は本租 の五分の一」	土地經營繼續規則(明治二年)「地券を廢止するも、經營を 以て廢止」	學立臺灣地租改正報告書(陸軍部報告)「明治二年」	第一回農業講習會中、小作條例發案	北海道土地新下規則(明治六年)「半年、回國者有開地處分送」	農務局小作條例草案(明治六年)「地主が土地所有の確立を益圖 土地經營規則(明治三年)「地券廢止、米國式大農法の開闢(農業資 農場、廿五農藝)」	農實錄公布(明治二年)「經營繼續を以てするも、早稲 栽培の早アサトと原案(明治二年)、同草案(明治二年)」	岐阜縣下小作條例案(明治六年)	民法前三編公布(明治二年)「第四、五編公布(明治二年)」「經營繼續を 以てする」	尾崎山權權廢(明治六年)	北海道小作條例草案(北海道案) 同小作條例案(陸軍部案)「明治二年」	安南離官士職官制(明治二年)	○カ ル ク ス の 地 代 理 論 に 依 る 地 代 理 の 理 論		
			三臺灣農民運動				秩父騒動(明治二年)	大井破太郎の尙田論(「時事新報」明 治二年)			小作條例草案(岐阜案)「明治六年」	農實錄川崎村、小作組合(明治六年)	小作爭議散發十二村縣					

あと書

(1) 昭和二十四年七月、財団法人農政調査会は、農林省から「農地改革資料調査編纂事業」の委託を受けたので、農林省當局と土地制度史學會との協力を得て、同年八月、農政調査會内に「農地改革記録委員會」が構成された。

農地改革記録委員は、土地制度史學會々員、農林省關係職員、その他學識経験者の中より委嘱し、委員會の調査研究編纂事業を分擔すると共に、これが完遂に共同の責を負うた。又、調査研究編纂業務の統一的發行を期するため、委員長を互選し、その司會の下に、委員會又は常任委員會を定期的に開催した。更に、委員會の運営事務を擔當するため、幹事若干名を委嘱した。

その委員及び幹事は次の通りである。

(一) 委員

- ◎山田盛太郎 (東京大學經濟學部教授)
- 原政司 (農林省農業改良局長兼課長)
- 西山武一 (農林省農業總合研究所研究員)
- 西村甲一 (日本農業研究所研究員)
- 寶月圭吾 (東京大學文學部助教授)
- 上松憲一 (農林省農地局管理部長)

- 小倉武一 (農林省農業改良局長)
- 大山謙吉 (全國指導農業協同組合連合會)
- 川島武宜 (東京大學法學部教授)
- 川野重任 (東京大學東洋文化研究所助教授)
- 加藤一郎 (東京大學法學部助教授)
- 高橋幸八郎 (東京大學社會科學研究所助教授)
- 田邊勝正 (元農林省農地局管理部長)
- 田中定 (九州大學法文學部教授)
- 野田哲五郎 (農林省農地局管理新營業課長)
- 久我通武 (農林省統計調査部統計課長)
- 的場徳造 (農林省農業總合研究所研究員)
- 松村勝治郎 (農政調査會常勤理事)
- 古島敏雄 (東京大學農學部助教授)
- 小松芳喬 (早稻田大學政經學部教授)
- 小池基之 (慶應大學經濟學部教授)
- 愛甲勝矢 (農林省農業總合研究所研究員)
- 齋藤誠 (農林省大臣官房調査課長兼企画課長)
- 木下彰 (東北大學法文學部教授)
- 鈴木鴻一郎 (東京大學社會科學研究所助教授)
- 角玄 (農林省農業總合研究所研究員)

(◎印は委員長、○印は常任委員、△印は)

(イ) 幹事

- 五十嶽藤吾 (農林省農地課農林技官)
- 堀 遼一 (土地制度史學會事務幹事)
- 細貝六次郎 (農政調査會研究員)
- 渡邊兵力 (日本農業研究所研究員)
- 相野晴夫 (農政調査會研究員)
- 並木正吉 (農林省農業總合研究所研究員)
- 永原慶二 (東京大學史料編纂所々員)
- 潮見俊隆 (東京大學社會科學研究所々員)
- 上原信博 (農政調査會研究員)
- 大橋育英 (農林省農業總合研究所研究員)
- 久留島陽三 (東京大學經濟學部特別研究生)
- 柳 峻 三 (東京大學農學部特別研究生)

(ロ) 編集幹事 (イハロ)

(2) 農地改革記録委員會は、元來、本來の計畫としては、先ず農林省の基礎數字の前提の上に、(イ) 基本的生理調査二〇件、(ロ) 農村實態調査一〇村、(ハ) 世界史的・日本的・學的研究二五件の事業計畫の發行とその成果の概括的把握としての正報告書作製の計畫をもつものである(「農地改革記録委員會の構成と調査研究事業の概要」昭和二十四年八月、財団法人農政調査會の概要「同年十月」が、別に、以上の本來の計畫發行と併行して、當初から、その概括として、又、寧ろ

相互的確定のための討議資料として、概括報告書「農地改革頭末概要報告書」の編纂が企画されていたのである。然るに、その後、計畫の一部に變更が加えられ、當該の概括報告の作製に關しては、これを討議資料としてではなく正報告書の一部を構成するものとしての形態と内容を附與することに編輯の方針が決定せられた。それがため、委員會としては、各項専門六十數氏の協力執筆を得たものを、責任編輯會議において再編の上、統一に附し、又更めて、農林省當局並びに農政調査會各課部の參與の下にこれを整理し、最終的な形態をうるに至つたものである。

(3) 昭和二十四年八月開催の第一回委員會において「農地改革頭末概要執筆編纂要綱」を決定し、四百字詰原稿二千枚を目標として各章節別に、それぞれ適任者を選定して執筆方を委嘱した。

當初の計畫では、各執筆者の責任制を強めた所謂論文集の性格を多分にもたせ、その編纂は最小限度の技術的統一だけに止める方針であつたが、これを改めて全般的に體系を統一することになつたので、そのため、内容に亘つた加除修正を加えたものもある。但し第三章については、問題の性質上、今日尙統一の結論を得るには時期尙早の感もあり、必ずしも見解の統一は行われず、主として内容の検討・補足と技術的統一に止まつた。従つて、全章を通じた一つの體系からみれば、若干の不統一と多少の重複の存在するのは已むをえない。

(4) 以上述べたように、本書の編纂は、農地改革記録委員會の責任に

属するものであるが、章節別に主たる原稿提供者を明らかにすれば、次の通りである。

第二章

- 第二節 第一款 一二 野月圭吾、三 古島敏雄、四 五 小池基之、委員會事務局。第二款 小池基之(一部) 委員會事務局。第三款 一 野月圭吾、二 三 古島敏雄、四 五 橋野隆夫、委員會事務局。附 田邊勝正。
- 第四節 小倉武一。
- 第三節 第一款 大和田啓壽。第二款 木本彰、委員會事務局。第四款 上原信博。

第三章

- 第二節 第一款 五十嶽藤吾(一部、中江淳一、柳秀彦)。第二款 五十嶽藤吾、第三款 一 三 五十嶽藤吾(一部) 長野直臣、王幸夫、四 實藤洋、五十嶽藤吾、五 若菜榮、杉山舜一、川島敏忠、六 横山徳三郎、五十嶽藤吾、第四款 五十嶽藤吾(一部、中江淳一、森繁治)。第五款 森繁治、川村正夫。第六款 五十嶽藤吾、附 中江淳一。
- 第三節 第一款 愛申勝夫。第二款 愛申勝夫、野崎秀雄、五十嶽藤吾、附 堀田隆。

第四章

- 第一節 中江淳一。
- 第二節 中江淳一(附 丸山隆三)。
- 第三節 第一款 細貝六次郎。第二款 A 一 山田盛太郎、A 二 及 附 委員會事務局、B 一 (ハ) 野田四郎、(イ) 古島敏雄、B 二 小沼真、B 三 堀野隆夫、B 四 佐々木隆介。第三款 柳秀彦。第四款 一 潮見俊隆。

- 柳秀彦、委員會事務局、二 委員會事務局。
- 第四節 加藤一郎。
- 第五節 第一款 角玄、委員會事務局。第二款 委員會事務局。
- 第六節 第一款 加藤一郎。第二款 的場徳三、委員會事務局。第三款 大河原太郎、附 中江淳一。第四款 株本俊平、委員會事務局。
- 第四章 奥谷松治、所秀雄。
- 第五章 鈴木延六。
- 第六章 上松憲一、吉井隆治、田森繁壽。
- 參考編
- 第一 A 一 小松孝義、二 高橋善八郎、三 松田君雄、四 高村密夫、五 的場徳三、田邊勝正、六 西山武。B 田邊勝正。附 的場徳三。
- C 一 委員會事務局、二 久間健一、委員會事務局、三 井上肇。附 大橋育英。
- 第二 加藤一郎、總代 理。
- 第三 一 村川賢太郎、二 小松孝義、三 松田君雄、四 高村密夫。
- 年表 山田盛太郎。

註 財団法人農政調査會は、昭和二十四年七月、農政に關する諸般の調査研究を行うことを目的として設立されたものであるが、當面の事業としては、今次の農地改革の過程及びその結果並びにそれ等と農業者の生活等との關係に關する調査・記録、農地制度資料その他農政調査資料の蒐集・保存、農地改革を基礎とする新しい農業政策に關する調査研究、農地制度史その他農政關係刊行物の編纂刊行等を行つてゐる。尙、農政調査會では、今回の「農地改革頭末概要」の刊行に引續き、その「資料篇」とも云へべきものを取纏めるべく準備中である。

統計索引

目次

- A 農地改革關係業務統計
 - 農地等解放實現
 - 農地委員會
 - 土地取上等級・農地調整施設
 - 農地改革經費
 - 開拓・未墾地開放
- B 一般統計
 - 土地所有
 - 農民層
 - 農家經濟
 - 農民運動・農業團體
 - 海外

農地改革願末概要

1977年10月25日復刻版第1刷

財団法人農政調査会内
農地改革記録委員会
編纂者 農林省
監修者 百瀬けさも
発行所 株式会社 御茶の水書房
〒101 東京都千代田区神田神保町2-36
電話03(265)5476(代) fax03(265)54774

Printed in Japan

3021-21083-0736

印刷・製本/織友印刷